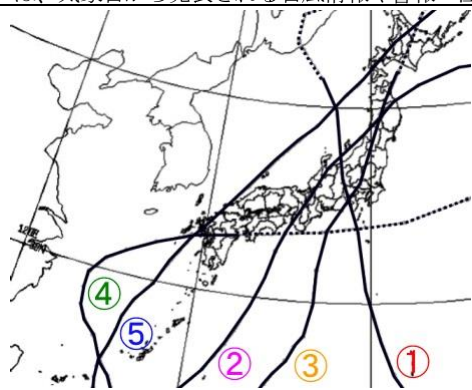


第1編 総 則

節	節 名	旧（平成31年度修正）	新（令和4年度修正）
2	防災の基本理念及び施策の概要	<p>1 防災対策の実施</p> <p>防災対策の実施に当たっては、次の事項を基本とし、町、県、公共機関、事業者、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>特に、<u>災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</u></p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により住民の防災活動の環境を整備する。</p> <p>(エ) [略]</p> <p>(オ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した<u>実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。</u></p>	<p>1 防災対策の実施</p> <p>防災対策の実施に当たっては、次の事項を基本とし、町、県、公共機関、事業者、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとる。</p> <p>特に、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</u></p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により住民の防災活動の環境を整備する。<u>なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、町、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</u></p> <p>(エ) [略]</p> <p>(オ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、<u>過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。</u></p> <p>(カ) <u>効果的・効率的な防災対策を行うため、AI・IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。</u></p> <p>(キ) <u>過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する。</u></p>

節	節 名	旧（平成31年度修正）	新（令和4年度修正）
2	防災の基本理念及び施策の概要	<p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(ア) <u>発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</u></p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</p> <p>(ア) <u>災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。</u></p> <p>(イ) <u>発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。</u></p> <p>(ウ)～(ク) [略]</p> <p>(ケ)～(サ) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 町及び関係機関等が行うべき事項</p> <p>町及び関係機関等は、緊密な連携のもと、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとるものとする。</p> <p>(1) 要配慮者や女性を含めた多くの住民の地域防災活動への参画</p> <p>(2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、<u>防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立</u></p> <p>3 住民が行うべき事項</p> <p>住民は、「<u>自分の命は自分で守る</u>」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を平常時から<u>講ずるものとする。</u></p> <p>4 [略]</p>	<p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(ア) <u>災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</u></p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</p> <p>(ア) <u>災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。</u></p> <p>(イ) <u>災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。</u></p> <p>(ウ)～(ク) [略]</p> <p><u>(ケ) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u></p> <p>(コ)～(シ) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 町及び関係機関等が行うべき事項</p> <p>町及び関係機関等は、緊密な連携のもと、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとる。</p> <p>(1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画</p> <p>(2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、<u>防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立</u></p> <p>3 住民が行うべき事項</p> <p>住民は、「<u>自らの命は自らが守る</u>」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を平常時から<u>講ずる。</u></p> <p>4 [略]</p>

節	節名	旧 (平成31年度修正)	新 (令和4年度修正)																																																																						
3	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	<p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県 (長野地域振興局)</td> <td>(1)～(8) [略] (9) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</td> </tr> <tr> <td>長野県警察本部 (長野中央警察署)</td> <td>(1) [略] (2) <u>避難の勧告又は指示</u>に関すること。 (3)～(9) [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関東農政局 (長野支局)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>長野地方気象台</td> <td>(1) <u>気象等の観測及びその成果の収集、発表</u> (2) <u>気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説</u> (3)～(5) [略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 [略]</p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク(株)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株) (長野支店)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>中部電力(株) (長野営業所)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	長野県 (長野地域振興局)	(1)～(8) [略] (9) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。	長野県警察本部 (長野中央警察署)	(1) [略] (2) <u>避難の勧告又は指示</u> に関すること。 (3)～(9) [略]	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		[略]	関東農政局 (長野支局)	[略]		[略]	長野地方気象台	(1) <u>気象等の観測及びその成果の収集、発表</u> (2) <u>気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説</u> (3)～(5) [略]		[略]	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		[略]	[略]	[略]	ソフトバンク(株)	[略]		[略]	日本通運(株) (長野支店)	[略]	中部電力(株) (長野営業所)	[略]	東日本高速道路(株)	[略]	<p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県 (長野地域振興局)</td> <td>(1)～(8) [略] (9) 自衛隊の災害派遣要請・<u>撤収</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td>長野県警察本部 (長野中央警察署)</td> <td>(1) [略] (2) <u>高齢者等避難又は避難指示等</u>に関すること。 (3)～(9) [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関東農政局 (長野県拠点)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>長野地方気象台</td> <td>(1) <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u> (2) <u>気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u> (3)～(5) [略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 [略]</p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク(株)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>楽天グループ(株)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株) (長野支店)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株) (長野営業所)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	長野県 (長野地域振興局)	(1)～(8) [略] (9) 自衛隊の災害派遣要請・ <u>撤収</u> に関すること。	長野県警察本部 (長野中央警察署)	(1) [略] (2) <u>高齢者等避難又は避難指示等</u> に関すること。 (3)～(9) [略]	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		[略]	関東農政局 (長野県拠点)	[略]		[略]	長野地方気象台	(1) <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u> (2) <u>気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u> (3)～(5) [略]		[略]	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		[略]	[略]	[略]	ソフトバンク(株)	[略]	楽天グループ(株)	[略]		[略]	日本通運(株) (長野支店)	[略]	中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株) (長野営業所)	[略]	東日本高速道路(株)	[略]
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																																																								
長野県 (長野地域振興局)	(1)～(8) [略] (9) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。																																																																								
長野県警察本部 (長野中央警察署)	(1) [略] (2) <u>避難の勧告又は指示</u> に関すること。 (3)～(9) [略]																																																																								
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																																																								
	[略]																																																																								
関東農政局 (長野支局)	[略]																																																																								
	[略]																																																																								
長野地方気象台	(1) <u>気象等の観測及びその成果の収集、発表</u> (2) <u>気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説</u> (3)～(5) [略]																																																																								
	[略]																																																																								
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																																																								
	[略]																																																																								
[略]	[略]																																																																								
ソフトバンク(株)	[略]																																																																								
	[略]																																																																								
日本通運(株) (長野支店)	[略]																																																																								
中部電力(株) (長野営業所)	[略]																																																																								
東日本高速道路(株)	[略]																																																																								
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																																																								
長野県 (長野地域振興局)	(1)～(8) [略] (9) 自衛隊の災害派遣要請・ <u>撤収</u> に関すること。																																																																								
長野県警察本部 (長野中央警察署)	(1) [略] (2) <u>高齢者等避難又は避難指示等</u> に関すること。 (3)～(9) [略]																																																																								
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																																																								
	[略]																																																																								
関東農政局 (長野県拠点)	[略]																																																																								
	[略]																																																																								
長野地方気象台	(1) <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u> (2) <u>気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u> (3)～(5) [略]																																																																								
	[略]																																																																								
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																																																								
	[略]																																																																								
[略]	[略]																																																																								
ソフトバンク(株)	[略]																																																																								
楽天グループ(株)	[略]																																																																								
	[略]																																																																								
日本通運(株) (長野支店)	[略]																																																																								
中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株) (長野営業所)	[略]																																																																								
東日本高速道路(株)	[略]																																																																								

節	節名	旧 (平成31年度修正)	新 (令和4年度修正)																				
3	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	<p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>帝石パイプライン(株)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(一社)長野県LPガス協会</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(社福)長野県社会福祉協議会</td> <td>災害ボランティアに関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 [略]</p>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	帝石パイプライン(株)	[略]		[略]	(一社)長野県LPガス協会	[略]	(社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。	<p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)INPEXパイプライン</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(一社)長野県LPガス協会</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(社福)長野県社会福祉協議会</td> <td>(1) 災害ボランティアに関すること。 (2) 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 [略]</p>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(株)INPEXパイプライン	[略]		[略]	(一社)長野県LPガス協会	[略]	(社福)長野県社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアに関すること。 (2) 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること。
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																						
帝石パイプライン(株)	[略]																						
	[略]																						
(一社)長野県LPガス協会	[略]																						
(社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。																						
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																						
(株)INPEXパイプライン	[略]																						
	[略]																						
(一社)長野県LPガス協会	[略]																						
(社福)長野県社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアに関すること。 (2) 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること。																						
4	飯綱町の地勢と災害要因、災害記録	<p>1 自然的条件</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 位置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>北緯</th> <th>東経</th> <th>海拔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飯綱町役場(牟礼庁舎)</td> <td>上水内郡飯綱町大字牟礼2795番地1</td> <td>36° 45' 04"</td> <td>138° 14' 20"</td> <td>497m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 自然条件にみる災害の要因 ア～オ [略]</p> <p>カ 台風の進路による影響 長野県の位置と本町の地形のもつ条件により、台風の経路等により各所に風水害をもたらす。長野県に影響を及ぼす台風を経路により大別すると、次の四つのコースに分けられる。</p> <p>(ア) 県を縦断して北上する場合 県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生する。特に東部・北部一帯は風雨が強く、台風通過後の吹き返しの風による災害をもたらす。</p> <p>(イ) 県の西側に接近して北東進する場合 県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生し、特に南部・西部の山沿いは局地的な大雨となる。</p> <p>(ウ) 県の東側に接近して北上する場合 県の東部の山沿いで風雨が強く、台風の吹き返しの風が被害を大きくする。</p> <p>(エ) 県の南部に接近して東進する場合 南部や東部に大雨が降る典型的な雨台風で、これらの地域に水害をもたらす。</p>	名称	所在地	北緯	東経	海拔	飯綱町役場(牟礼庁舎)	上水内郡飯綱町大字牟礼2795番地1	36° 45' 04"	138° 14' 20"	497m	<p>1 自然的条件</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 位置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>北緯</th> <th>東経</th> <th>海拔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飯綱町役場</td> <td>上水内郡飯綱町大字牟礼2795番地1</td> <td>36° 45' 04"</td> <td>138° 14' 20"</td> <td>497m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 自然条件にみる災害の要因 ア～オ [略]</p> <p>カ 長野県に災害をもたらす台風コース 長野県の台風災害は、おおむね8～10月。長野県から見た台風のコースによって、雨や風のおおよその傾向がある。 ただし、個々の台風によって雨雲の分布や風の吹き方は異なるため、実際に台風が接近する際には、気象台から発表される台風情報や警報・注意報を参照する。</p>  <p>長野県に災害をもたらす台風コース</p>	名称	所在地	北緯	東経	海拔	飯綱町役場	上水内郡飯綱町大字牟礼2795番地1	36° 45' 04"	138° 14' 20"	497m
名称	所在地	北緯	東経	海拔																			
飯綱町役場(牟礼庁舎)	上水内郡飯綱町大字牟礼2795番地1	36° 45' 04"	138° 14' 20"	497m																			
名称	所在地	北緯	東経	海拔																			
飯綱町役場	上水内郡飯綱町大字牟礼2795番地1	36° 45' 04"	138° 14' 20"	497m																			

節	節名	旧（平成31年度修正）	新（令和4年度修正）
4	飯綱町の地勢と災害要因、災害記録	<p data-bbox="367 786 636 813">キ 前線の影響による豪雨</p> <p data-bbox="389 821 1220 919"><u>梅雨期、秋雨期には、前線上を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南海上から流入する暖湿気流によって、前線活動が活発となり大雨を降らせることがあり、水害の直接の要因となる。特に梅雨末期は集中豪雨となりやすく警戒を要する。</u></p> <p data-bbox="367 1102 468 1129">ク [略]</p> <p data-bbox="327 1137 483 1165">2 社会的条件</p> <p data-bbox="349 1173 468 1200">(1) 人口</p> <p data-bbox="367 1208 1220 1375">本町の人口は、<u>11,063人</u>（平成27年国勢調査）で平成7年を境に減少に転じている。その一方で、人口構成は若年層の流出、出生率の低下等により高齢化が進み、総人口に対する高齢者（65歳以上）の割合は<u>35.7%</u>（平成27年国勢調査）と年々上昇している。高齢化が進むことによる要配慮者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。</p>	<p data-bbox="1310 189 1624 217">(ア) 長野県を通過するコース</p> <p data-bbox="1332 225 2141 322"><u>県内を通過する最悪のコースで、大雨と強風の被害が発生する。特に①のルートで県内を通過する場合、全県的に大雨と強風の被害が発生し、千曲川水系では<u>嚴重な警戒が必要となる。</u></u></p> <p data-bbox="1310 330 1534 357">(イ) 西側北上コース</p> <p data-bbox="1332 365 2141 430"><u>長野県に接近して西側を北上するコースで、全県が暴風・大雨域に入り、風水害が発生する。特に木曾川、天竜川水系では<u>嚴重な警戒が必要となる。</u></u></p> <p data-bbox="1310 438 1534 466">(ウ) 東側北上コース</p> <p data-bbox="1332 474 2141 571"><u>県の東側を北上するコースで、台風の吹き返しによる強風の被害が大きくなる。特に台風に近い佐久地方の山沿いでは雨、風が強まる。また、東部や北部では大雨に対する<u>嚴重な警戒が必要となる。</u></u></p> <p data-bbox="1310 579 1534 606">(エ) 南側東進コース</p> <p data-bbox="1332 614 2141 679"><u>太平洋側を東に進むコースで、典型的な雨台風。伊那谷や木曾谷、佐久地方などを中心に一様な大雨となる。</u></p> <p data-bbox="1310 687 1780 715">(オ) 対馬海峡から日本海中部を北東進コース</p> <p data-bbox="1332 722 2141 788"><u>全般に雨量は少ないが、北部の山沿いで強風となり、北アルプス一帯では強い風、雨となるので注意が必要となる。</u></p> <p data-bbox="1288 796 1691 823">キ 梅雨時期に長野県で大雨となる条件</p> <p data-bbox="1310 831 2141 896"><u>(ア) 梅雨前線が長野県付近に停滞しており、前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んでいる時</u></p> <p data-bbox="1310 904 2004 932"><u>(イ) その梅雨前線上に低気圧が発生し、西日本から接近してくる時</u></p> <p data-bbox="1310 940 2141 1005"><u>(ウ) 梅雨前線が停滞し、南海上から台風や熱帯低気圧（台風に達しない低気圧）が北上してくる時</u></p> <p data-bbox="1332 1013 2141 1110"><u>このような時の上層の風は、南～西南西の風が吹いているので、特に南西向き の斜面（木曾谷や伊那谷）では、地形による上昇流で雨雲が非常に発達して雨量が多くなるという特徴がある。</u></p> <p data-bbox="1288 1118 1388 1145">ク [略]</p> <p data-bbox="1247 1153 1404 1181">2 社会的条件</p> <p data-bbox="1270 1189 1388 1216">(1) 人口</p> <p data-bbox="1288 1224 2141 1375">本町の人口は、<u>10,296人</u>（令和2年国勢調査）で平成7年を境に減少に転じている。その一方で、人口構成は若年層の流出、出生率の低下等により高齢化が進み、総人口に対する高齢者（65歳以上）の割合は<u>40.6%</u>（令和2年国勢調査）と年々上昇している。高齢化が進むことによる要配慮者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。</p>

節	節名	旧（平成31年度修正）	新（令和4年度修正）
4	飯綱町の地勢と災害要因、災害記録	<p>(2) 産業</p> <p><u>平成27年</u>の国勢調査における産業別就業人口構成比は、第一次産業24.7%、第二次産業22.7%、第三次産業52.6%となっている。過去10年間は横ばい状態で推移しているが、本町では、りんご・水稲をはじめとする農業が基幹産業であり、また、飯綱東高原の日帰り温泉を中心に、スキー場、ゴルフ場等、年間を通じて多くの観光客が訪れている。</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p>	<p>(2) 産業</p> <p><u>令和2年</u>の国勢調査における産業別就業人口構成比は、第一次産業25.2%、第二次産業22.5%、第三次産業52.3%となっている。過去10年間は横ばい状態で推移しているが、本町では、りんご・水稲をはじめとする農業が基幹産業であり、また、飯綱東高原の日帰り温泉を中心に、スキー場、ゴルフ場等、年間を通じて多くの観光客が訪れている。</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p>

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

節	節名	旧（平成31年度修正）	新（令和4年度修正）
1	風水害に強いまちづくり	<p>第1 基本方針</p> <p>町は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い町土を形成し、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 風水害に強い町土づくり</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成</p> <p><u>ア</u>・<u>イ</u> 〔略〕</p> <p><u>ウ</u> 町は、洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域について、災害を未然に防止する</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>町は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い町土を形成し、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。</p> <p><u>また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。</u></p> <p><u>さらに、気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努める。</u></p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 風水害に強い町土づくり</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p><u>(6) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(1) 風水害に強いまちの形成</p> <p><u>ア 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。</u></p> <p><u>イ</u>・<u>ウ</u> 〔略〕</p> <p><u>エ</u> 町は、洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域について、災害を未然に防止する</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
		ため、災害危険区域及び土砂災害警戒区域の指定について検討を行い、必要な措置をとる。	ため、災害危険区域及び土砂災害警戒区域の指定について検討を行い、必要な措置をとる。 なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。
1	風水害に強いまちづくり	<p>エ・オ [略]</p> <p>カ 町は、次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(ア) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、<u>都市的土地利用を誘導しない等、風水害に強い土地利用の推進</u></p> <p>(イ)～(エ) [略]</p> <p>(オ) <u>洪水浸水想定区域、又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）</u>の指定のあったときは、本地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項の規定</p> <p>(カ) [略]</p> <p>(キ) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、<u>浸水予想区域及び土砂災害危険箇所等の公表による、安全な町土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進</u></p> <p>(ク) 土石流危険渓流箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策について県に整備を促す。</p> <p>(ケ)・(コ) [略]</p> <p>(サ) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進</p>	<p>オ <u>立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。</u></p> <p>カ・キ [略]</p> <p>ク 町は、次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(ア) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、<u>豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進</u></p> <p>(イ)～(エ) [略]</p> <p>(オ) <u>浸水想定区域の指定のあったときは、本地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項の規定</u></p> <p>(カ) [略]</p> <p>(キ) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、<u>浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の公表による、安全な町土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進</u></p> <p>(ク) 土石災害のおそれのある箇所における砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策について県に整備を促す。 <u>特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施</u></p> <p>(ケ)・(コ) [略]</p> <p>(サ) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進 <u>特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進</u> <u>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施</u></p>
1	風水害に強いまちづくり	(シ) 農業用排水施設の整備、 <u>老朽ため池等の補強</u> 、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進	(シ) 農業用排水施設の整備、 <u>決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合</u> 、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進 (ス) [略]

節	節名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
		<p>(ス) [略]</p> <p>(2) 風水害に対する建築物等の安全性の確保 ア・イ [略] ウ 町は、強風による落下物の防止対策を図る。 エ [略]</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保 ア [略] イ ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町は、上下水道等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化や代替施設の整備等による代替性の確保に努める。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え ア 町は、<u>風水害等の災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時から十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上及び人的ネットワークの構築を図る。</u> イ・ウ [略] エ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</p> <p>オ [略]</p>	<p>(2) 風水害に対する建築物等の安全性の確保 ア・イ [略] ウ 町は、強風による<u>屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。</u> エ [略]</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保 ア [略] イ ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町は、<u>上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化や代替施設の整備等による代替性の確保に努める。</u> <u>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。</u> ウ [略]</p> <p>(4) 災害応急対策等への備え ア 町は、<u>災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時から十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上及び人的ネットワークの構築を図る。</u> イ・ウ [略] エ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。 <u>また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。</u> オ [略] カ <u>随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。</u> キ <u>災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u> ク <u>平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。</u></p>

節	節名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
2	災害発生直前対策	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難誘導體制の整備 (1)・(2) [略]</p> <p>(3) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 町は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>(6) [略]</p> <p>3 災害未然防止活動</p> <p>町は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。 〔以下略〕</p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難誘導體制の整備 (1)・(2) [略]</p> <p>(3) 町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p> <p>また、町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在中の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>(4) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>(7) 町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知する。</p> <p>(8) [略]</p> <p>3 災害未然防止活動</p> <p>(1) 町及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>(2) 町は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。 〔以下略〕</p>

節	節名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)								
3	情報の収集・連絡体制計画	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備 〔略〕</p> <p>(1) 被害状況等の把握及び被害調査は、本編第2章第2節「災害情報の収集・連絡活動」によるが、各部署内の役割分担、担当者等を各部署内で<u>あらかじめ定めておく</u>。</p> <p>(2)～(7) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 通信手段の確保 (1)～(5) 〔略〕</p> <p>町内で配信されるメールサービス</p> <table border="1"> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急速報メール</td> <td>KDDI (a u) 及びソフトバンクが提供する災害情報配信サービスで、気象庁が配信する「緊急地震速報」や、国・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」などが、対象エリアに一斉配信される。</td> </tr> </table> <p>(6) 〔略〕</p> <p>〔以下略〕</p>	〔略〕		緊急速報メール	KDDI (a u) 及びソフトバンクが提供する災害情報配信サービスで、気象庁が配信する「緊急地震速報」や、国・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」などが、対象エリアに一斉配信される。	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備 〔略〕</p> <p>(1) 被害状況等の把握及び被害調査は、本編第2章第2節「災害情報の収集・連絡活動」によるが、<u>あらかじめ情報収集ルート、各部署内の役割分担、担当者、目標時間等</u>を各部署内で定めておく。</p> <p>(2)～(7) 〔略〕</p> <p>(8) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 通信手段の確保 (1)～(5) 〔略〕</p> <p>町内で配信されるメールサービス</p> <table border="1"> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急速報メール</td> <td>KDDI (a u)、ソフトバンク及び楽天が提供する災害情報配信サービスで、気象庁が配信する「緊急地震速報」や、国・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」などが、対象エリアに一斉配信される。</td> </tr> </table> <p>(6) 〔略〕</p> <p>〔以下略〕</p>	〔略〕		緊急速報メール	KDDI (a u)、ソフトバンク及び楽天が提供する災害情報配信サービスで、気象庁が配信する「緊急地震速報」や、国・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」などが、対象エリアに一斉配信される。
〔略〕											
緊急速報メール	KDDI (a u) 及びソフトバンクが提供する災害情報配信サービスで、気象庁が配信する「緊急地震速報」や、国・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」などが、対象エリアに一斉配信される。										
〔略〕											
緊急速報メール	KDDI (a u)、ソフトバンク及び楽天が提供する災害情報配信サービスで、気象庁が配信する「緊急地震速報」や、国・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」などが、対象エリアに一斉配信される。										
4	活動体制計画	<p>第1 基本方針</p> <p>風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。</p> <p>このため、町は、職員の非常参集体制の整備とその必要に応じた見直し、応急活動マニュアル・防災関係組織の整備・防災会議の設置等、<u>発災時</u>における活動体制の整備を図る。また、災害対策の拠点となる公共施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 職員の非常参集体制の整備 〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 勤務時間外の予測が困難な災害についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、<u>当直者等</u>による 24 時間体制で対応する。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>災害発生時</u>に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。</p> <p>このため、町は、職員の非常参集体制の整備とその必要に応じた見直し、応急活動マニュアル・防災関係組織の整備・防災会議の設置等、<u>災害時</u>における活動体制の整備を図る。また、災害対策の拠点となる公共施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 職員の非常参集体制の整備 〔略〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 勤務時間外の予測が困難な災害についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、<u>待機者等</u>による 24 時間体制で対応する。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>災害時</u>に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。</p>								

節	節名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
4	活動体制計画	<p>2・3 [略]</p> <p>4 防災中枢機能等の確保 災害時に応急対策の中心的役割を果たす役場庁舎等の公共施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。 このため、町は、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る。 また、<u>長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 業務継続性の確保 町は、<u>災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</u> 〔以下略〕</p>	<p>(5) <u>応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。</u></p> <p>(6) <u>発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 防災中枢機能等の確保 災害時に応急対策の中心的役割を果たす役場庁舎等の公共施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。 このため、町は、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る。 また、<u>代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保を検討する。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 業務継続性の確保 町は、災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。 〔以下略〕</p>

節	節名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)																																																										
5	広域相互応援計画	<p>第1 基本方針</p> <p>町は、災害発生時において、その規模及び被害の状況から、町のみでは十分な応急・復旧を実施することが困難となった場合には、長野県市町村災害時相互応援協定、長野県消防相互応援協定等に基づき協力して迅速かつ円滑な対応、復旧活動を実施する。</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 相互応援協定の締結等</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th> <th>協定締結先</th> <th>応援内容</th> <th>資料番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害時応急対策等に関する協定書</td> <td>株式会社北部建設 有限会社大川建設 株式会社上野組 村松建設株式会社 株式会社清水建設</td> <td>[略]</td> <td>資料 4-11</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">災害時における福祉避難所の施設利用に関する協定書</td> <td>飯綱町社会福祉協議会 [略]</td> <td rowspan="4">[略]</td> <td rowspan="4">資料 4-12</td> </tr> <tr> <td>特定非営利法人さみず さんば/さんば</td> </tr> <tr> <td>II 特定非営利法人 SUN [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定書</td> <td>日本ケーブルテレビ連盟信越支部</td> <td>臨時災害放送局開設運用の支援</td> <td>資料 4-19</td> </tr> </tbody> </table>	協定名	協定締結先	応援内容	資料番号	[略]				災害時応急対策等に関する協定書	株式会社北部建設 有限会社大川建設 株式会社上野組 村松建設株式会社 株式会社清水建設	[略]	資料 4-11	災害時における福祉避難所の施設利用に関する協定書	飯綱町社会福祉協議会 [略]	[略]	資料 4-12	特定非営利法人さみず さんば/さんば	II 特定非営利法人 SUN [略]	[略]	[略]				災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定書	日本ケーブルテレビ連盟信越支部	臨時災害放送局開設運用の支援	資料 4-19	<p>第1 基本方針</p> <p>町は、災害時において、その規模及び被害の状況から、町のみでは十分な応急・復旧を実施することが困難となった場合には、長野県市町村災害時相互応援協定、長野県消防相互応援協定等に基づき協力して迅速かつ円滑な対応、復旧活動を実施する。</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 相互応援協定の締結等</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th> <th>協定締結先</th> <th>応援内容</th> <th>資料番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害時応急対策等に関する協定書</td> <td>株式会社北部建設 有限会社大川建設 株式会社上野組 村松建設株式会社 株式会社清水建設 有限会社神谷工務店</td> <td>[略]</td> <td>資料 4-11</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">災害時における福祉避難所の施設利用に関する協定書</td> <td>飯綱町社会福祉協議会 [略]</td> <td rowspan="4">[略]</td> <td rowspan="4">資料 4-12</td> </tr> <tr> <td>[削除]</td> </tr> <tr> <td>特定非営利法人 SUN [略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害時等における施設利用の協力に関する協定</td> <td>アイ・セレモニー株式会社</td> <td>避難所としての施設利用</td> <td>資料 4-19</td> </tr> </tbody> </table>	協定名	協定締結先	応援内容	資料番号	[略]				災害時応急対策等に関する協定書	株式会社北部建設 有限会社大川建設 株式会社上野組 村松建設株式会社 株式会社清水建設 有限会社神谷工務店	[略]	資料 4-11	災害時における福祉避難所の施設利用に関する協定書	飯綱町社会福祉協議会 [略]	[略]	資料 4-12	[削除]	特定非営利法人 SUN [略]	[略]	[略]								災害時等における施設利用の協力に関する協定	アイ・セレモニー株式会社	避難所としての施設利用	資料 4-19
協定名	協定締結先	応援内容	資料番号																																																										
[略]																																																													
災害時応急対策等に関する協定書	株式会社北部建設 有限会社大川建設 株式会社上野組 村松建設株式会社 株式会社清水建設	[略]	資料 4-11																																																										
災害時における福祉避難所の施設利用に関する協定書	飯綱町社会福祉協議会 [略]	[略]	資料 4-12																																																										
	特定非営利法人さみず さんば/さんば																																																												
	II 特定非営利法人 SUN [略]																																																												
	[略]																																																												
[略]																																																													
災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定書	日本ケーブルテレビ連盟信越支部	臨時災害放送局開設運用の支援	資料 4-19																																																										
協定名	協定締結先	応援内容	資料番号																																																										
[略]																																																													
災害時応急対策等に関する協定書	株式会社北部建設 有限会社大川建設 株式会社上野組 村松建設株式会社 株式会社清水建設 有限会社神谷工務店	[略]	資料 4-11																																																										
災害時における福祉避難所の施設利用に関する協定書	飯綱町社会福祉協議会 [略]	[略]	資料 4-12																																																										
	[削除]																																																												
	特定非営利法人 SUN [略]																																																												
	[略]																																																												
[略]																																																													
災害時等における施設利用の協力に関する協定	アイ・セレモニー株式会社	避難所としての施設利用	資料 4-19																																																										

節	節名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)																																								
5	広域相互応援計画		<table border="1"> <tr> <td>災害時における物資供給に関する協定書</td> <td>株式会社アクティオ</td> <td>物資の迅速かつ円滑な供給</td> <td>資料 4-20</td> </tr> <tr> <td>災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書</td> <td>一般社団法人長野県建築士会長野支部</td> <td>災害時における応急危険度判定</td> <td>資料 4-21</td> </tr> <tr> <td>災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定書</td> <td>日本ケーブルテレビ連盟信越支部</td> <td>臨時災害放送局開設運用の支援</td> <td>資料 4-22</td> </tr> <tr> <td>上水内郡飯綱町と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー長野営業所との災害時における相互協力に関する協定書</td> <td>中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー長野営業所</td> <td>災害時における相互連携・協力</td> <td>資料 4-23</td> </tr> <tr> <td>災害時における相互協力に関する協定書</td> <td>東日本電信電話株式会社</td> <td>災害時における相互連携・協力</td> <td>資料 4-24</td> </tr> <tr> <td>災害時における物資の供給に関する協定書</td> <td>レンゴー株式会社長野工場</td> <td>災害時における物資の供給</td> <td>資料 4-25</td> </tr> <tr> <td>大規模災害時における応急対策業務に関する協定書</td> <td>長野県建設業協会長野支部</td> <td>災害時における応急対策業務</td> <td>資料 4-26</td> </tr> <tr> <td>飯綱町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書</td> <td>社会福祉法人飯綱町社会福祉協議会</td> <td>災害ボランティアセンターの設置・運営</td> <td>資料 4-27</td> </tr> <tr> <td>災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定書</td> <td>宿泊施設</td> <td>災害時における宿泊施設の提供</td> <td>資料 4-28</td> </tr> <tr> <td>災害に係る情報発信等に関する協定</td> <td>ヤフー株式会社</td> <td>災害時の情報提供</td> <td>資料 4-29</td> </tr> </table>	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社アクティオ	物資の迅速かつ円滑な供給	資料 4-20	災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書	一般社団法人長野県建築士会長野支部	災害時における応急危険度判定	資料 4-21	災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定書	日本ケーブルテレビ連盟信越支部	臨時災害放送局開設運用の支援	資料 4-22	上水内郡飯綱町と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー長野営業所との災害時における相互協力に関する協定書	中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー長野営業所	災害時における相互連携・協力	資料 4-23	災害時における相互協力に関する協定書	東日本電信電話株式会社	災害時における相互連携・協力	資料 4-24	災害時における物資の供給に関する協定書	レンゴー株式会社長野工場	災害時における物資の供給	資料 4-25	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	長野県建設業協会長野支部	災害時における応急対策業務	資料 4-26	飯綱町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書	社会福祉法人飯綱町社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営	資料 4-27	災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定書	宿泊施設	災害時における宿泊施設の提供	資料 4-28	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害時の情報提供	資料 4-29
災害時における物資供給に関する協定書	株式会社アクティオ	物資の迅速かつ円滑な供給	資料 4-20																																								
災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書	一般社団法人長野県建築士会長野支部	災害時における応急危険度判定	資料 4-21																																								
災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定書	日本ケーブルテレビ連盟信越支部	臨時災害放送局開設運用の支援	資料 4-22																																								
上水内郡飯綱町と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー長野営業所との災害時における相互協力に関する協定書	中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー長野営業所	災害時における相互連携・協力	資料 4-23																																								
災害時における相互協力に関する協定書	東日本電信電話株式会社	災害時における相互連携・協力	資料 4-24																																								
災害時における物資の供給に関する協定書	レンゴー株式会社長野工場	災害時における物資の供給	資料 4-25																																								
大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	長野県建設業協会長野支部	災害時における応急対策業務	資料 4-26																																								
飯綱町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書	社会福祉法人飯綱町社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営	資料 4-27																																								
災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定書	宿泊施設	災害時における宿泊施設の提供	資料 4-28																																								
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害時の情報提供	資料 4-29																																								

節	節名	旧（平成31年度修正）	新（令和4年度修正）
5	広域相互応援計画	<p>2 相互応援体制の整備 (1)～(3) 〔略〕</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>5 広域活動拠点の確保 被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるためには相当規模の拠点が必要となる。一方、町内の平地は高度に利用されており、こうした活動を受け入れられる広場は数が限られる。また、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となることや、周辺市町村避難地、物資輸送拠点等の活動に利用されることも考えられるため、あらかじめ関係機関が調整して選定しておく。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。 〔関係機関〕 選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基にあらかじめ状況を把握するものとする。</p>	<p>2 相互応援体制の整備 (1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u></p> <p>(5) <u>必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。</u></p> <p>(6) <u>訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u></p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>5 広域防災拠点の確保 大規模災害時において、自衛隊、警察、消防等による広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるためには相当規模の拠点が必要となる。</p> <p>一方、町内の平地は高度に利用されており、こうした活動を受け入れられる広場は数が限られる。また、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となることや、周辺市町村避難地、物資輸送拠点等の活動に利用されることも考えられるため、あらかじめ関係機関が調整して選定しておく。</p> <p>(1) <u>町は、大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定する。</u></p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。</u> 〔関係機関〕 選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基にあらかじめ状況を把握する。</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
6	救助・救急・医療計画	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 医療用資機材等の備蓄</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>町は、町立飯綱病院における医薬品等の備蓄を図る。</u></p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>町は、災害拠点病院である長野赤十字病院を中心に、市町村の枠を<u>越えた</u>各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。</p> <p>4 消防及び医療機関との連絡体制の整備</p> <p>[略]</p> <p>(1) <u>風水害等集団災害発生時の救助・救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。</u></p> <p>ア～サ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。</p> <p>(4) [略]</p> <p>[関係機関]</p> <p>(1) 医療機関(資料7-1参照)は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を<u>図るものとする。</u></p> <p>(2) <u>上水内医師会及び上水内歯科医師会は、他の医師会との応援体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>(3) [略]</p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 医療用資機材等の備蓄</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>飯綱病院は、町立病院として災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等の在庫管理を行い、災害時の供給体制について整備を図る。</u></p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>町は、災害拠点病院である長野赤十字病院を中心に、市町村の枠を<u>越えた</u>各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。</p> <p>4 消防及び医療機関との連絡体制の整備</p> <p>[略]</p> <p>(1) 集団災害発生時の救助・救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。</p> <p>ア～サ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム <u>(EMIS)</u> の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。</p> <p>(4) [略]</p> <p>[関係機関]</p> <p>(1) 医療機関(資料7-1参照)は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。</p> <p>(2) <u>(一社)上水内医師会及び(一社)上水内歯科医師会は、他の医師会との応援体制の整備を図る。</u></p> <p>(3) [略]</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
7	消防・水防活動計画	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>町は、大規模災害に対して、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備等の組織、施設の整備拡充及び住民等に対する火災予防の徹底等を図り防災活動に万全を期する。</p> <p>その際、次に掲げる事項は、<u>重点的に取り組むものとする。</u></p> <p>(1) 消防力の強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。</p> <p>特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>(4) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化</p> <p>発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。また、<u>当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防局、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。</u></p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>(6) 活動体制の整備</p> <p>大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。</p> <p>特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。</p> <p>また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。</p> <p>(7) 〔略〕</p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 消防計画</p> <p>町は、大規模災害に対して、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備等の組織、施設の整備拡充及び住民等に対する火災予防の徹底等を図り防災活動に万全を期する。</p> <p>その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。</p> <p>(1) 消防力の強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合するように、<u>消防車両・動力ポンプ・防火水槽等の消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その適正な配置に努める。</u></p> <p>特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。</p> <p><u>また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図る。</u></p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>(4) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化</p> <p>発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。また、<u>活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防局、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。</u></p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>(6) 活動体制の整備</p> <p>大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。</p> <p>特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。</p> <p>また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。</p> <p>(7) 〔略〕</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
7	消防・水防活動計画	<p>〔住民及び自主防災組織が実施する計画〕</p> <p>住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平常時から火災予防に努め、更に消火器具等の取扱いに習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める<u>ものとする</u>。また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める<u>ものとする</u>。</p> <p>2 水防計画 〔略〕 (1)～(14) 〔略〕 (15) 水防訓練の実施 (年 1 回以上) ア・イ 〔略〕 ウ <u>発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練</u> (16) 〔略〕</p>	<p>〔住民及び自主防災組織が実施する計画〕</p> <p>住民は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平常時から火災予防に努め、更に消火器具等の取扱いに習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。</p> <p>2 水防計画 〔略〕 (1)～(14) 〔略〕 (15) 水防訓練の実施 (年 1 回以上) ア・イ 〔略〕 ウ <u>災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練</u> (16) 〔略〕 (17) <u>要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告</u></p>
8	要配慮者支援計画	<p>第1 基本方針</p> <p>近年の高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、町及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる。</p> <p>さらに、町内の地理に不案内な観光客等に対しても、緊急時の避難方法及び避難場所等を周知する必要がある。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 避難行動要支援者対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成</p> <p>町は、<u>地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</u></p>	<p>第1 基本方針</p> <p>近年の高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、町及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる。</p> <p>さらに、町内の地理に不案内な観光客等に対しても、緊急時の避難方法及び避難場所等を周知する必要がある。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援台帳等の作成</p> <p>(1) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</p> <p>町は、<u>町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、年に1回更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用</u>に<u>支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</u></p> <p>なお、事前に「災害時要援護者名簿」等を作成し、当該名簿の内容が避難行動要支援者名簿の内容に実質的に相当している場合は、それを使用することで足りる。</p> <p>また、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（おおむね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認</p>
8	要配慮者支援計画		

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
		<p>町が、地域防災計画に定める事項は以下を必須とする。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</p> <p>町は、要配慮者が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。</p> <p>キ [略]</p> <p>(2) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</p> <p>町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。<u>また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、年に1回更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</u></p> <p>なお、事前に「災害時要援護者名簿」等を作成し、当該名簿の内容が避難行動要支援者名簿の内容に実質的に相当している場合は、それを使用することで足りるものとする。</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</p> <p>その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。</p> <p>なお、名簿情報の提供について、本人の同意がなくても平時から名簿情報を外部に提供できる旨を条例等で別に定めている場合は、平時からの提供に際しては本人の同意を要しない。</p> <p>(4)・(5) [略]</p>	<p><u>の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。</u></p> <p>町が、地域防災計画に定める事項は以下を必須とする。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</p> <p>町は、要配慮者が避難のための立ち退きの指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。</p> <p>キ [略]</p> <p>(2) 個別避難計画作成の努力義務</p> <p>町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できる。</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>町は、町地域防災計画に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</p> <p>その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。</p> <p>なお、名簿情報の提供について、本人の同意がなくても平時から名簿情報を外部に提供できる旨を条例等で別に定めている場合は、平時からの提供に際しては本人の同意を要しない。</p> <p>(4)・(5) [略]</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
8	要配慮者支援計画	<p>2 在宅者対策</p> <p>(1) 指定避難所(資料6-2参照)の整備</p> <p>ア 町は、災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化・多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</p> <p>民生・児童委員や自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。その際、個人情報の保護に十分配慮する。</p>	<p>(6) 個別避難計画の事前提供</p> <p>町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。</p> <p>(7) 避難行動要支援者への配慮</p> <p>町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</p> <p>(8) 地区防災計画との調整</p> <p>町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</p> <p>2 在宅者対策</p> <p>(1) 指定避難所(資料6-2参照)の整備</p> <p>ア 町は、災害時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化・多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 避難所における要配慮者支援体制の整備</p> <p>町及び県は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備する。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</p> <p>民生・児童委員や社会福祉協議会、NPO・ボランティア、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。その際、個人情報の保護に十分配慮する。</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
8	要配慮者支援計画	<p>(6) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備 町は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。</p> <p>(7) 支援協力体制の整備 町は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携のもとに、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。</p> <p>3 要配慮者利用施設対策 (1)～(4) 〔略〕 (5) 応援体制及び受援体制の整備 ア 〔略〕 イ 災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内市町村における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。 ウ 〔略〕 (6)・(7) 〔略〕 (8) 町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</p> <p>〔要配慮者利用施設等〕 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 土砂災害警戒区域等内及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策 (1)・(2) 〔略〕 (3) 円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、緊急速報メール、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用して、気象情報等の伝達を行うものとする。</p>	<p>(7) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備 町は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。</p> <p>(8) 支援協力体制の整備 町は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、NPO・ボランティア等との連携のもとに、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。</p> <p>3 要配慮者利用施設対策 (1)～(4) 〔略〕 (5) 応援体制及び受援体制の整備 ア 〔略〕 イ 災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内市町村における同種の施設と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。</p> <p>ウ 〔略〕 (6)・(7) 〔略〕 (8) 町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</p> <p>(9) ホテル・旅館等の確保 町は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努める。</p> <p>〔要配慮者利用施設等〕 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 土砂災害警戒区域等内及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策 (1)・(2) 〔略〕 (3) 円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、緊急速報メール、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用して、気象情報等の伝達を行う。</p>
8	要配慮者支援計画	<p>〔要配慮者利用施設〕 土砂災害警戒区域等に立地する要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。 また、計画を作成・変更したときは遅滞なく町長へ報告する。</p>	<p>〔要配慮者利用施設〕 土砂災害警戒区域等に立地する要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。 また、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、町防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施する。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努める。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく町長へ報告する。</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
9	緊急輸送計画	<p>第1 基本方針</p> <p>大規模災害発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動等、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、町は、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保や各種ヘリコプター・トラック協会等の輸送力確保に関する計画を策定して、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前届出の確認等を行い、災害による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 緊急交通路確保計画</p> <p>(1) 緊急交通路の指定・整備</p> <p>緊急輸送路の指定及び整備は、県が次のように実施する。</p> <p>ア 緊急交通路交通規制対象予定道路を指定し、<u>大規模地震発生時</u>の総合交通規制について隣接県警察と協議の上、協定を締結する。</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 輸送体制の整備</p> <p>[略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 民間業者等との協力体制の整備</p> <p>ア 町は、近隣の輸送業者との発災時の協力体制を確保する。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>災害時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動等、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、町は、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保や各種ヘリコプター・トラック協会等の輸送力確保に関する計画を策定して、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前届出の確認等を行い、災害による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 緊急交通路確保計画</p> <p>(1) 緊急交通路の指定・整備</p> <p>緊急輸送路の指定及び整備は、県が次のように実施する。</p> <p>ア 緊急交通路交通規制対象予定道路を指定し、<u>災害時</u>の総合交通規制について隣接県警察と協議の上、協定を締結する。</p> <p>イ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 輸送体制の整備</p> <p>[略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 民間業者等との協力体制の整備</p> <p>ア 町は、近隣の輸送業者との災害時の協力体制を確保する。</p>
9	緊急輸送計画	<p>イ 町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。</p> <p>ウ 町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。</p> <p>エ [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>緊急通行車両の標章 [略]</p> <p>備考 1 [略]</p> <p>2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>イ 町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。<u>この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。</u></p> <p>ウ 町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</p> <p>エ [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>緊急通行車両の標章 [略]</p> <p>備考 1 [略]</p> <p>2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。</p> <p>3 [略]</p>

節	節名	旧（平成 31 年度修正）	新（令和 4 年度修正）
10	障害物の処理 計画	<p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時には、法面の崩壊、建築物の倒壊、倒木及び放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これら施設等の所有者又は管理者は、倒壊等を未然に防止するための点検及び適切な措置を講ずるとともに、障害物除去体制について、関係機関と対応を協議する。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>災害時には、法面の崩壊、建築物の倒壊、倒木及び放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これら施設等の所有者又は管理者は、倒壊等を未然に防止するための点検及び適切な措置を講ずるとともに、障害物除去体制について、関係機関と対応を協議する。</p> <p>〔以下略〕</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
11	避難の受入活動計画	<p>第1 基本方針</p> <p>〔略〕</p> <p>このような事態に備え、町は、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険・準用区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化するよう努める。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>〔略〕</p> <p>このような事態に備え、町は、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。</p> <p><u>また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。</u></p> <p><u>そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。</u></p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険・準用区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化するよう努める。</p> <p><u>(1) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</u></p> <p><u>(2) 町が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努める。</u></p> <p><u>(3) 町及び県は指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行う。</u></p> <p><u>(4) 浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。</u></p> <p><u>(5) 町及び県は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。</u></p> <p><u>また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努める。</u></p> <p><u>(6) 保健所は、自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供する。</u></p> <p><u>(7) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、町は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努める。</u></p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
11	避難の受入活動計画	<p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 避難計画の作成 町は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。 また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。 ア 避難勧告、避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法 イ 避難準備・高齢者等避難開始を伝達する基準及び伝達方法 ウ〜ク 〔略〕 なお町は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。 また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等安全措置をとるべきことにも留意する。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 帰宅困難者等対策 町は、帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>〔関係機関〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 町の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。</p> <p>(3) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び町の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、町、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努めるものとする。 特に、避難誘導に係る訓練の実施等により、町、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。</p> <p>〔住 民〕 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>(8) 〔略〕</p> <p>(9) 避難計画の作成 町は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。 また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。 ア 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法 イ 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法 ウ〜ク 〔略〕 なお、町は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。 また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等安全措置をとるべきことにも留意する。</p> <p>(10) 〔略〕</p> <p>(11) 帰宅困難者等対策 町は、帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p> <p>〔関係機関〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 町の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。</p> <p>(3) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び町の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、町、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努める。</p> <p>特に、避難誘導に係る訓練の実施等により、町、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図る。</p> <p>〔住 民〕 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
11	避難の受入活動計画	<p>3 避難場所の確保</p> <p>町は、災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。</p> <p>(1) 町は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、資料6-1・6-2のとおりである。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>(5) [略]</p> <p>4 避難所の確保</p> <p>(1) 指定避難所(資料6-2参照)については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p>	<p>3 避難場所の確保</p> <p>町は、災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。</p> <p>(1) 町は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、過去の教訓、災害に対する安全性、想定される災害の程度、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ</u>、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。</u></p> <p><u>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</u></p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、資料6-1・6-2のとおりである。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>災害はいつ、どのようなかたちで襲ってくるか分からない。夜間の災害は、暗闇の不安や恐ろしさとともに足元や周囲の状況が見えないため危険度が増す。必要に応じて、安全を確保する取組みとして、指定緊急避難場所にある防犯灯やグラウンドの夜間照明をLED等に計画的に更新する。</u></p> <p>4 避難所の確保</p> <p>(1) 指定避難所(資料6-2参照)については、<u>避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。</u></p> <p>(2) <u>指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。</u></p> <p>(3) <u>福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。</u></p>

節	節名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
11	避難の受入活動計画	<p>(2) 町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p> <p>(5) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(6) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p> <p>(7) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努める。</p>	<p>(4) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。</p> <p>(5) 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。</p> <p>(6) 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</p> <p>(7) 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p> <p>(10) 避難所の感染症対策については、第 2 章第 17 節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講ずるよう努める。 また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p>(11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(12) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。</p> <p>(13) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LP ガスなどの常設に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
11	避難の受入活動計画	<p>(8) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者のため、介護福祉士や看護師等が配置された介護福祉施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。</p> <p>なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(9) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。</p> <p>(10) 〔略〕</p> <p>(11) 県の「避難所マニュアル策定指針」(平成 24 年 3 月)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。</p> <p>(12) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>(13) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。</p> <p>(14) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>(15) 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(16) 〔略〕</p> <p>(17) 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>5～8 〔略〕</p> <p>9 学校等における避難計画</p> <p>災害発生時、小学校、中学校及び保育園(以下「学校等」という。)においては、幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施することから、学校長・保育園長(以下「学校長等」という。)は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。</p>	<p>(14) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>なお、災害時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(15) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。</p> <p>(16) 〔略〕</p> <p>(17) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和 4 年 3 月改定)、長野県避難所工 KB スタンドアード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。</p> <p>(18) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</p> <p>(19) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努める。</p> <p>(20) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>(21) 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(22) 〔略〕</p> <p>(23) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>5～8 〔略〕</p> <p>9 学校等における避難計画</p> <p>災害時、小学校、中学校及び保育園(以下「学校等」という。)においては、幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施することから、学校長・保育園長(以下「学校長等」という。)は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
11	避難の受入活動計画	<p>学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p>	<p>学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p><u>10 在宅避難者等の支援</u> <u>以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じるおそれがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</u></p> <p><u>ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害するおそれが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</u></p> <p><u>(1) 町は、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。</u></p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
12	孤立防止対策	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) 町は、防災行政無線の整備及び更新を計画的に行うとともに、町と孤立地域との情報伝達が途絶しない通信手段（衛星携帯電話、災害時優先電話）の確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔住 民〕</p> <p>道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する<u>ものとする。</u></p> <p>3 〔略〕</p> <p>〔住 民〕</p> <p>各地域においては、地区内の要配慮者について平常時から把握するよう努める<u>ものとする。</u></p> <p>4 自主防災組織の育成</p> <p>大規模災害時には、人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。</p> <p>したがって、町は、町内の各自治会組織を通じ、自主防災組織の組織化及び育成に努めるとともに、要配慮者の把握と、日ごろの防災教育の推進を図る。</p> <p>〔住 民〕</p> <p>孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努める<u>ものとする。</u></p> <p>5 〔略〕</p> <p>6 備 蓄</p> <p>備蓄計画については、本章第 13 節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、<u>大規模災害発生時は、</u>家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮するよう指導する。</p> <p>町は、避難所等への分散備蓄について配慮する。</p> <p>〔住 民〕</p> <p>(1) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄について配慮する<u>ものとする。</u></p> <p>(2) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う<u>ものとする。</u></p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) 町は、防災行政無線（<u>戸別受信機を含む。</u>）の整備及び更新を計画的に行うとともに、町と孤立地域との情報伝達が途絶しない通信手段（衛星通信、災害時優先電話）の確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔住 民〕</p> <p>道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>〔住 民〕</p> <p>各地域においては、地区内の要配慮者について平常時から把握するよう努める。</p> <p>4 自主防災組織の育成</p> <p><u>災害時には、</u>人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。</p> <p>したがって、町は、町内の各自治会組織を通じ、自主防災組織の組織化及び育成に努めるとともに、要配慮者の把握と、日ごろの防災教育の推進を図る。</p> <p>〔住 民〕</p> <p>孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努める。</p> <p>5 〔略〕</p> <p>6 備 蓄</p> <p>備蓄計画については、本章第 13 節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、<u>災害時は、</u>家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮するよう指導する。</p> <p>町は、避難所等への分散備蓄について配慮する。</p> <p>〔住 民〕</p> <p>(1) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄について配慮する。</p> <p>(2) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)				
13	食料品等の備蓄・調達計画	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 食料品等の備蓄・調達体制の整備 (1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 食料品等の供給体制の整備 (1) [略] (2) 町は、食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具 (なべ・釜)、食器類 (茶わん・はし)、調味料 (味噌・塩) 等についても整備するよう努める。 (3)・(4) [略]</p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 食料品等の備蓄・調達体制の整備 (1)～(5) [略] (6) 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。 (7) 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 食料品等の供給体制の整備 (1) [略] (2) 町は、食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するほか、炊飯器具 (なべ・釜)、食器類 (茶わん・はし)、調味料 (味噌・塩) 等についても整備するよう努める。 (3)・(4) [略]</p>				
15	生活必需品の備蓄・調達計画	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備 (1) 備蓄・調達目標の設定 町は、県防災計画に基づき、次の被災者を想定し、備蓄・調達体制整備の目標とする。</p> <table border="1" data-bbox="353 900 1218 935"> <tr> <td>備蓄・調達目標</td> <td>人口の5%相当 (町人口約 12,000 人に対し 600 人分)</td> </tr> </table> <p>[以下略]</p>	備蓄・調達目標	人口の5%相当 (町人口約 12,000 人に対し 600 人分)	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備 (1) 備蓄・調達目標の設定 町は、県防災計画に基づき、次の被災者を想定し、備蓄・調達体制整備の目標とする。</p> <table border="1" data-bbox="1272 900 2136 935"> <tr> <td>備蓄・調達目標</td> <td>人口の5%相当 (町人口約 10,000 人に対し 500 人分)</td> </tr> </table> <p>[以下略]</p>	備蓄・調達目標	人口の5%相当 (町人口約 10,000 人に対し 500 人分)
備蓄・調達目標	人口の5%相当 (町人口約 12,000 人に対し 600 人分)						
備蓄・調達目標	人口の5%相当 (町人口約 10,000 人に対し 500 人分)						
16	危険物施設等災害予防計画	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 その他危険物施設等災害予防計画 町は、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設、放射性物質使用施設等の災害予防について、施設等の実態を把握するとともに、長野市消防局と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。 特に、本町の一部地域では大都市に向けた帝石パイプライン(株)の都市ガス管が横断しており、新潟県中越沖地震災害での教訓を踏まえた対策を図っていく必要がある。</p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 その他危険物施設等災害予防計画 町は、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設、放射性物質使用施設等の災害予防について、施設等の実態を把握するとともに、長野市消防局と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。 特に、本町の一部地域では大都市に向けた(株)INPEXパイプラインの都市ガス管が横断しており、新潟県中越沖地震災害での教訓を踏まえた対策を図っていく必要がある。</p>				

節	節名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
17	上水道施設災害予防計画	<p>第1 基本方針</p> <p>町は、水道施設・設備の安全性の確保について、施設の風水害に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにする必要がある。これらについては、「飯綱町長期総合計画」に基づき、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p>(1) 施設及び管路の強化、老朽管の布設替を積極的に実施し、伸縮継手等防災上有効な部品をできるだけ多く取り入れた工法により災害に備える。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 発災時における職員の任務分担、配備、参集について事前に計画を定め、災害時の迅速な対応を図る。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>(5) 水道事業者(資料9-1参照)相互の水道連絡管の整備促進について検討する。</p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>(7) 水道管路図等の整備を行う。</p> <p>(8) 〔略〕</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>町は、水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化、老朽施設の更新、緊急遮断の整備の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにする必要がある。これらについては、「飯綱町長期総合計画」に基づき、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。</p> <p>第2 主な取り組み</p> <p><u>老朽施設の更新、改良を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p>1 現状及び課題</p> <p><u>施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。</u></p> <p><u>管路施設の耐震化については、被災時に断水が広範囲となる供給上重要な管路や災害拠点、医療機関あるいは避難所等へ給水する管路を主要管路と位置付け、優先的に耐震化を推進していくこととする。</u></p> <p><u>また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。</u></p> <p><u>水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また、長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。</u></p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) <u>施設の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用により、整備の推進を図る。</u></p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 発災時における職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>(5) 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進について検討する。</p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>(7) <u>避難所、病院等の災害時の拠点となる施設の情報を反映した水道管路図等の整備を行う。</u></p> <p>(8) 〔略〕</p>
17	上水道施設災害予防計画	(9) 〔略〕	(9) 〔略〕 (10) <u>浄水場等の基幹施設の耐震化を推進する。</u> (11) <u>基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を推進する。</u>
18	下水道施設等災害予防計画	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 下水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 下水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
		<p><u>(1) 管渠及び処理場施設の系統の多重化</u> 町は、必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。</p> <p><u>(2) 施設の安全性の強化</u> ア 町は、ポンプ場、終末処理場に緊急用バイパス管を布設する。 イ 町は、構造物を連絡する導水管の補強を行う。 ウ 町は、停電による各施設の稼働停止対策として、自家発電施設の整備とそのため の冷却水の補給施設の充実を図る。 エ 町は、電気・機械設備のアンカーボルトの補強を図る。</p> <p><u>(3) 下水道施設台帳等の整備</u> 町は、下水道施設等が大規模災害により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、適切な調製・保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速にデータの調査、検索等ができるように備える。</p> <p>2 応急復旧体制の整備 (1) 災害対策要領等の整備 町は、災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する。 (2) 協力体制の確立 ア 町は、工事中の地質調査資料、工事施工業者及び電気機械施設業者名簿等を整備する。 イ 町は、応急復旧に即応するため、土木・建築・機械及び電気の各施工業者並びに機械納入業者等からなる動員・協力体制を整備確立する。 ウ 町は、他の地方公共団体との広域応援体制について整備する。</p> <p>(3) 復旧用資材等の確保 町は、下水道の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。</p>	<p><u>(1) 施設の安全性の強化</u> ア 下水道ストックマネジメント計画等により老朽管路の更新・更生を拡充する。 イ 停電による各施設の稼働停止対策として、自家発電施設の整備とその整備点検を行い、また、その運転方法について関係者によく熟知させる。</p> <p><u>(2) 下水道施設台帳等の整備</u> 下水道施設等が大規模災害により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、適切な調製・保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速にデータの調査、検索等ができるように備える。</p> <p>2 応急復旧体制の整備 (1) 災害対策要領等の整備 災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する。 (2) 協力体制の確立 ア 工事施工業者及び電気機械施設業者名簿等を整備する。 イ 災害時に備えて緊急措置の方法、土木・建築・機械及び電気の各施工業者並びに機械納入業者等の分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と連携してその体制をとる。 ウ 他の周辺市町との連携協力体制及び広域応援体制について整備する。</p> <p>(3) 復旧用資材等の整備・確保 下水道の機能を緊急的に確保するために必要な発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資材を計画的に整備、点検し、その保管場所、方法について検討する。</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
19	通信・放送施設 災害予防計画	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>町は、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。</p> <p>また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。</p> <p>2 町防災行政無線施設の維持管理</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 設備の更新及び機能の向上</p> <p>ア 町は、老朽設備の更新を計画的に行い、町防災行政無線（資料 11－1 参照）の機能の向上を図るうえで、デジタル化の整備について検討する。</p> <p>イ 町は、中継局の設置等により、受信困難地域の解消を図る。</p> <p>ウ 町は、防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行うことのできる地域防災系の防災行政無線の整備について検討する。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 県防災行政無線の維持管理</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 県防災行政無線の活用</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 一斉通報（音声又はFAX）</p> <p>統制局及び支部局からはもちろん、気象台からも一斉通報が行え、気象予警報等の迅速な伝達が可能である。</p> <p>5 電気通信施設災害予防</p> <p>〔東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)〕</p> <p>通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。</p> <p>また、確保器材災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。</p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>町は、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。</p> <p>また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。<u>この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</u></p> <p>2 町防災行政無線施設の維持管理</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 設備機能の向上</p> <p>ア 町は、<u>今後</u>、設備の更新を計画的に行い、町防災行政無線（資料 11－1 参照）の機能の向上を図る。</p> <p>イ 町は、防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行うことのできる移動系の防災行政無線の整備について検討する。<u>また、IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図る。</u></p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 県防災行政無線の維持管理</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 県防災行政無線の活用</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 一斉通報（音声又はFAX）</p> <p>統制局及び支部局からは気象予警報等の迅速な伝達が可能である。</p> <p>5 電気通信施設災害予防</p> <p>〔東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、<u>楽天グループ(株)</u>〕</p> <p><u>非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努める。</u></p> <p>また、確保器材災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。</p>
19	通信・放送施設 災害予防計画	<p>(1) 被災状況の早期把握</p> <p>県及び市町村防災機関等との情報連絡の強化を図るものとする。</p> <p>(2) 通信システムの高信頼化</p> <p>ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とするものとする。</p> <p>イ 主要な交換機を分散設置するものとする。</p>	<p>(1) 被災状況の早期把握</p> <p>県及び市町村防災機関等との情報連絡の強化を図る。</p> <p>(2) 通信システムの高信頼化</p> <p>ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。</p> <p>イ 主要な交換機を分散設置する。</p>

節	節名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
		<p>ウ 通信ケーブルの地中化を推進するものとする。</p> <p>エ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置するものとする。</p> <p>6 [略]</p>	<p>ウ 通信ケーブルの地中化を推進する。</p> <p>エ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。</p> <p>6 [略]</p>
20	電気施設災害 予防計画	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 施設・設備の安全性の確保 災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保する。 〔中部電力(株)〕 変電設備、送電設備 (架空送電線、地中送電線)、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行う。</p> <p>2 職員の配置計画 通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立するものとする。 〔中部電力(株)〕 社内において非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておくものとする。</p> <p>3 関係機関との連携 電力会社との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。</p> <p>〔中部電力(株)〕 電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。 災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておくものとする。</p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 施設・設備の安全性の確保 災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保する。 〔中部電力パワーグリッド株式会社〕 変電設備、送電設備 (架空送電線、地中送電線)、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行う。</p> <p>2 職員の配置計画 通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立する。 〔中部電力パワーグリッド株式会社〕 社内において非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておく。</p> <p>3 関係機関との連携 電力会社との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。 <u>(1) 町、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。</u> 〔中部電力パワーグリッド株式会社〕 電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。 災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておく。</p>
21	鉄道施設災害 予防計画	<p>第1・第2 [略]</p>	<p>企画課</p> <p>第1・第2 [略]</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
22	災害広報計画	<p>第1 基本方針</p> <p>町は、災害発生時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 被災者及び住民等への情報の提供体制</p> <p>災害発生時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、町、県及び報道機関等は適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。</p> <p>これは、被災者及び住民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。</p> <p>このため、町は、次の点についてあらかじめ体制を整備しておく。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p><u>(4) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。</u></p> <p><u>(5) (4)のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。</u></p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>2 報道機関への情報提供及び協定</p> <p>災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。</p> <p>報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく。</p> <p>また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 町は、災害発生時に放送要請の必要な事態が生じた場合に、速やかに行えるよう、放送要請の方法についての確認、訓練等を行う。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>町は、災害時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 被災者及び住民等への情報の提供体制</p> <p>災害時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、町、県及び報道機関等は適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。</p> <p>これは、被災者及び住民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。</p> <p><u>また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。</u></p> <p>このため、町は、次の点についてあらかじめ体制を整備しておく。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p><u>(4) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。</u></p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>2 報道機関への情報提供及び協定</p> <p>災害時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。</p> <p>報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく。</p> <p>また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 町は、災害時に放送要請の必要な事態が生じた場合に、速やかに行えるよう、放送要請の方法についての確認、訓練等を行う。</p>

節	節名	旧(平成31年度修正)	新(令和4年度修正)
23	土砂災害等の災害予防計画	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 土石流対策</p> <p>〔略〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。</p> <p>4 急傾斜地崩壊防止対策</p> <p>〔略〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p> <p>5・6 〔略〕</p> <p>7 土砂災害警戒区域等の対策</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 土砂災害特別警戒区域については、次の措置をとる。</p> <p>ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難又は避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 土石流対策</p> <p>〔略〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難又は避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。</p> <p>4 急傾斜地崩壊防止対策</p> <p>〔略〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難又は避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p> <p>5・6 〔略〕</p> <p>7 土砂災害警戒区域等の対策</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 土砂災害特別警戒区域については、次の措置をとる。</p> <p>ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>〔以下略〕</p>
24	防災都市計画	<p>第1 基本方針</p> <p>人口や産業の集中に伴い、住宅地や商業地における災害の危険性は増大しており、災害時における地域住民の生命、財産の保護を図り、安心して住めるまちづくりを推進するものとする。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>人口や産業の集中に伴い、住宅地や商業地における災害の危険性は増大しており、災害時における地域住民の生命、財産の保護を図り、安心して住めるまちづくりを推進する。</p> <p>〔以下略〕</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
25	建築物災害予 防計画	<p>第1 基本方針</p> <p>強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、町は、強風による<u>落下物の防止対策及び敷地の安全性の確保・建築物の浸水対策を講ずる。</u></p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 文化財の風水害予防</p> <p>文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p>本町における指定文化財（資料 13－2 参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、併せて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>〔住 民〕</p> <p>(1) 建築物の所有者は、出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に 応じ、盛り土等の必要な措置を講ずる<u>ものとする。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 文化財の所有者は、防災管理体制及び防災設備の整備に努める<u>ものとする。</u></p>	<p>第1 基本方針</p> <p>強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、町は、強風による<u>屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防止対策及び敷地の安全性の確保・建築物の浸水対策を講ずる。</u></p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 文化財の風水害予防</p> <p>文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p>本町における指定文化財（資料 13－2 参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、併せて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。</p> <p><u>また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておく。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 区域内の文化財の所在の把握に努める。</u></p> <p><u>(4) 被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整えとともに、必要な備品の配備を行う。</u></p> <p>〔住 民〕</p> <p>(1) 建築物の所有者は、出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に 応じ、盛り土等の必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 文化財の所有者は、防災管理体制及び防災設備の整備に努める。</p> <p><u>(4) 文化財の所有者は、建造物内にある文化財の把握に努める。</u></p>
27	河川施設等災 害予防計画	<p>第2 計画の内容</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 浸水想定区域の災害予防</p> <p>県管理の鳥居川については、浸水想定区域内が示されている。降雨時においては、パトロール等により水位の情報を入手し、浸水の危険が迫ったら浸水想定区域の住民に情報伝達が行えるようにしておく。</p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 浸水想定区域内の災害予防</p> <p>県管理の鳥居川、八蛇川、滝沢川、斑尾川については、浸水想定区域が示されている。降雨時においては、パトロール等により水位の情報を入手し、浸水の危険が迫ったら浸水想定区域の住民に情報伝達が行えるようにしておく。</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
28	ため池災害予 防計画	<p><u>建設水道課 産業観光課</u></p> <p>第1 基本方針 大雨等により、町内のため池（資料3－2参照）が決壊した場合、下流の農地・人家・公共施設等にも少なからず被害が及ぶおそれがある。 <u>このため、被害発生を未然に防止するために、定期的な点検等により、現状を把握するとともに、必要に応じて補強工事等を実施する。</u></p> <p>第2 計画の内容 1 <u>ため池災害予防対策</u> ため池台帳に記載されている農業用ため池のほか個人用農業用ため池もある。老朽化の甚だしいものは、<u>豪雨による洪水時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼすおそれがあるため、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。</u></p> <p>(1) 町は、ため池の諸元、<u>施設の構造、下流の状況等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告する。</u> (2) 町は、<u>必要に応じ、土のう、杭等の応急資材を準備する。</u> (3) 町は、<u>豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。</u> (4) 町は、ハザードマップを作成し、住民への<u>周知を図る。</u></p>	<p>産業観光課</p> <p>第1 基本方針 大雨等により、町内の農業用ため池（資料3－2参照）が決壊した場合、下流の農地・人家・公共施設等にも少なからず被害が及ぶおそれがある。 <u>このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設について防災工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</u></p> <p>第2 計画の内容 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある<u>防災重点農業用ため池について、優先して対策に取り組む。</u></p> <p>1 <u>緊急時の迅速な避難行動につなげる対策</u> <u>ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</u></p> <p>2 <u>施設機能の適切な維持・補強に向けた対策</u> <u>防災重点農業用ため池の防災工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。</u></p> <p>3 <u>豪雨に対する対策</u> <u>豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲で、ため池の低水位管理に取り組む。</u> (1) 町は、ため池の諸元、<u>改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は、県に報告する。</u></p> <p>(2) 町は、<u>ため池管理者等との緊急連絡網を作成する。</u> (3) 町は、<u>豪雨が予想される場合には、事前に点検を実施する。</u> (4) 町は、<u>ため池ハザードマップを作成し、住民に周知する。</u></p>
29	農林水産物災 害予防計画	<p>第2 計画の内容 1 農水産物災害予防計画 町は、風水害による農作物被害の軽減を図るため、<u>農業改良普及センター、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。周知すべき作物別の主な予防技術対策は次のとおりである。</u> (1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 〔略〕 〔以下略〕</p>	<p>第2 計画の内容 1 農水産物災害予防計画 町は、風水害による農作物被害の軽減を図るため、<u>農業農村支援センター、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。周知すべき作物別の主な予防技術対策は次のとおりである。</u> (1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>畜産</u> ア <u>家畜を少なくとも一週間以上飼養できる飼料・燃料などの在庫を確保する。</u> イ <u>停電時でも飼養管理、搾乳や生乳冷却を継続できるよう、地域又は経営ごとに非常電源を準備する。</u> ウ <u>施設の損傷・倒壊・浸水を防止するため、事前に施設を点検・補修する。</u></p> <p>(5) 〔略〕 〔以下略〕</p>
30	二次災害の予 防計画	<p>第2 計画の内容 1 〔略〕 2 <u>危険物施設に対する二次災害予防対策</u> 〔以下略〕</p>	<p>第2 計画の内容 1 〔略〕 2 <u>危険物施設等に係る二次災害予防対策</u> 〔以下略〕</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
31	防災知識普及 計画	<p>第1 基本方針</p> <p>「自分の命は自分で守る」のが防災の基本であり、町、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るための適切な対応をとることが重要である。また、広域かつ甚大な被害が予想される大災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>町は、災害文化の伝承や体系的な教育により、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。併せて、防災上重要な施設の管理者等、学校、町職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 住民・自主防災組織・企業等に対する防災知識の普及活動</p> <p>災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。</p> <p>現在も各種の研修、訓練、講演会等の取り組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布や過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援等、より実践的な活動を推進する。</p> <p>また、企業等に対する防災知識の普及に努める。</p> <p>(1) 一般啓発</p> <p>ア 啓発の内容</p> <p>(ア) 最低でも3日間分、可能な限り1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備</p> <p>(イ) 〔略〕</p> <p>(ウ) 警報等や、避難勧告・避難指示(緊急)等の意味や内容</p> <p>(エ) 警報等発表時や避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>「自らの命は自らが守る」のが防災の基本であり、町、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るための適切な対応をとることが重要である。また、広域かつ甚大な被害が予想される大災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>町は、災害文化の伝承や体系的な教育により、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。併せて、防災上重要な施設の管理者等、学校、町職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 住民・自主防災組織・企業等に対する防災知識の普及活動</p> <p>災害時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。</p> <p>現在も各種の研修、訓練、講演会等の取り組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布、<u>マイ・タイムライン</u>(台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。)の普及等、より実践的な活動を推進する。</p> <p>また、企業等に対する防災知識の普及に努める。</p> <p>(1) 一般啓発</p> <p>ア 啓発の内容</p> <p>(ア) 最低でも3日間分、可能な限り1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、<u>簡易トイレ</u>、<u>トイレトイレットペーパー</u>等の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、<u>自動車へのこまめな満タン給油</u></p> <p>(イ) 〔略〕</p> <p>(ウ) 警報等や、<u>避難指示</u>等の意味や内容</p> <p>(エ) 警報等発表時や<u>緊急安全確保</u>、<u>避難指示</u>、<u>高齢者等避難</u>の発令時にとるべき行動</p> <p>(オ) <u>避難行動への負担感</u>、<u>過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識</u>、<u>正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u></p> <p>(カ) <u>指定緊急避難場所</u>、<u>安全な親戚・知人宅</u>、<u>ホテル・旅館等の避難場所</u>、<u>避難経路等の確認</u></p>

節	節名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
31	防災知識普及計画	<p>(オ) 〔略〕</p> <p>(カ) 「<u>自分の命は自分で守る</u>」という「自助」の防災意識</p> <p>(キ)～(サ)</p> <p>(シ)～(タ) 〔略〕</p> <p>(チ) 平常時から住民が実施し得る、最低でも 3 日分、可能な限り 1 週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p>(ツ)・(テ) 〔略〕</p> <p>(ト) 浸水想定区域に関する知識 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示する<u>こと</u>に努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。</p> <p>a・b 〔略〕</p> <p>(ナ) 〔略〕</p>	<p>(キ) <u>広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></p> <p>(ク) <u>家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p> <p>(ケ) 〔略〕</p> <p>(コ) 「<u>自らの命は自らが守る</u>」という「自助」の防災意識</p> <p>(サ)～(ソ)</p> <p>(タ) <u>指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識</u></p> <p>(チ)～(ナ) 〔略〕</p> <p>(ニ) 平常時から住民が実施し得る、最低でも 3 日分、可能な限り 1 週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法</p> <p>(ヌ)・(ネ) 〔略〕</p> <p>(ノ) 浸水想定区域に関する知識 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。</p> <p>a・b 〔略〕</p> <p>(ハ) 〔略〕</p> <p>(ヒ) <u>防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5 段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</u></p> <p>(フ) <u>防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</u></p> <p>(ヘ) <u>各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</u></p> <p>(ホ) <u>防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める。</u></p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
31	防災知識普及計画	<p>イ 啓発の方法</p> <p>(ア) 防災マップ、広報紙、地区別防災カルテ、パンフレット、ポスター等の利用 なお、防災マップ、ハザードマップに当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。</p> <p>(イ)～(ク) 〔略〕</p> <p>(ケ) 防災訓練の実施</p> <p>(2)～(4) 〔略〕</p> <p>2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及 危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者を受け入れている施設、旅館・ホテル、駅等不特定多数の者が利用する施設の管理者の<u>発災時</u>の行動の適否は、非常に重要である。</p> <p>したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく。</p> <p>町で管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して<u>発災時</u>における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。</p>	<p>イ 啓発の方法</p> <p>(ア) 防災マップ、広報紙、地区別防災カルテ、パンフレット、ポスター等の利用 なお、防災マップ、ハザードマップに当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、<u>マイ・タイムラインの作成方法</u>等について、普及啓発を図る。</p> <p><u>なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。</u></p> <p><u>また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</u></p> <p>(イ)～(ク) 〔略〕</p> <p>(ケ) 防災訓練の実施</p> <p>a <u>大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。</u></p> <p>b <u>地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</u></p> <p>(2)～(4) 〔略〕</p> <p>2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及 危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者を受け入れている施設、旅館・ホテル、駅等不特定多数の者が利用する施設の管理者の<u>災害時</u>の行動の適否は、非常に重要である。</p> <p>したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく。</p> <p>町で管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して<u>災害時</u>における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。</p>

節	節名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
31	防災知識普及計画	<p>3 学校等における防災教育の推進</p> <p>小学校、中学校及び保育園（以下この節において「学校等」という。）において幼児及び児童・生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。</p> <p>そのため、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするるとともに、学級活動等をおして、防災教育を推進する。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。</p>	<p>3 学校等における防災教育の推進</p> <p>小学校、中学校及び保育園（以下この節において「学校等」という。）において幼児及び児童・生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。</p> <p>そのため、<u>体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校等における防災訓練等をより実践的なものにする</u>るとともに、学級活動等をおして、防災教育を推進する。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう<u>地図情報その他の方法により公開に努める</u>。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。</p>
32	防災訓練計画	<p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、<u>災害発生時に適切な行動をとることが必要であるが、そのためには日ごろからの訓練が重要である</u>。発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。</p> <p>特に、防災関係機関と連携した各種訓練を実施することは、各機関との連絡調整、指揮命令系統の統一等、協調体制の確立のため不可欠である。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(1) 実践的な訓練の実施</p> <p>ア～ウ 〔略〕</p> <p>エ 参加者自身の判断が求められ、<u>発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとする</u>。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意する。</p> <p>オ 〔略〕</p> <p>カ 学校、自主防災組織、民間企業、地域住民等の地域に係る多様な<u>主体とも連携した訓練となるよう努める</u>。</p> <p>キ 〔略〕</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、<u>災害時に適切な行動をとることが必要であるが、そのためには、災害時の具体的な状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である</u>。<u>発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる</u>。</p> <p>特に、防災関係機関と連携した各種訓練を実施することは、各機関との連絡調整、指揮命令系統の統一等、協調体制の確立のため不可欠である。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>(1) 実践的な訓練の実施</p> <p>ア～ウ 〔略〕</p> <p>エ 参加者自身の判断が求められ、<u>災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとする</u>。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意する。</p> <p>オ 〔略〕</p> <p>カ 学校、自主防災組織、民間企業、<u>NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に係る多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める</u>。</p> <p>キ 〔略〕</p>
32	防災訓練計画		<p><u>ク 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努める</u>。</p> <p>(2) 〔略〕</p>
33	災害復旧・復興	第1 基本方針	第1 基本方針

節	節名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
	への備え	<p>町は、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及びり災証明書の発行体制を整備する。</p> <p>なお、災害対策及び災害復旧のための財源の確保を行い、的確な運用を図る。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の<u>充実に努める</u>。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>発災時に、適正かつ迅速に</u>災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 <u>り災証明書の発行体制の整備</u></p> <p>町は、災害時に<u>り災証明書</u>の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、<u>り災証明書</u>の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p>4 〔略〕</p>	<p>町は、災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の<u>整備</u>に努める。また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び<u>罹災証明書</u>の発行体制を整備する。</p> <p>なお、災害対策及び災害復旧のための財源の確保を行い、的確な運用を図る。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の<u>整備</u>に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>災害時に、円滑かつ迅速に</u>災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 <u>罹災証明書の発行体制の整備</u></p> <p>町は、災害時に<u>罹災証明書</u>の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、<u>罹災証明書</u>の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p>4 〔略〕</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
35	企業防災に関する計画	<p>第1 基本方針 〔略〕 また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する<u>ものとする。</u></p> <p>第2 計画の内容 1 〔略〕 2 実施計画 (1) 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕 (3) <u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。</u> 〔企業が実施する計画〕 (1) 〔略〕 (2) <u>社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</u></p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p>	<p>第1 基本方針 〔略〕 また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。</p> <p>第2 計画の内容 1 現状及び課題 2 実施計画 (1) 〔略〕 (2) <u>中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。</u> (3) 〔略〕</p> <p>〔企業が実施する計画〕 (1) 〔略〕 (2) <u>強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制するとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</u> (3)・(4) 〔略〕 (5) <u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。</u> (6) <u>豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u></p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
36	ボランティア活動の環境整備	<p>第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、町は、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲をもった災害救援ボランティア、NPO・NGO及び企業等の自主的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。</p> <p>また、ボランティアが必要な時に、必要なところで、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 災害救援ボランティアの事前登録</p> <p>(1) <u>社会福祉協議会</u>においてボランティアの事前登録の推進を図る。</p> <p>(2) 町は、<u>社会福祉協議会</u>及び日本赤十字社等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。</p> <p>2 <u>防災ボランティア活動の環境整備</u></p> <p>災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア団体と協力して、<u>発災時のボランティアとの連携</u>について検証するなど、その活動環境の整備を図る。</p> <p>3 ボランティア団体間の連携の強化</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 町は、国内の主要な災害ボランティア団体やボランティア関係団体と連携し、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進する。</p> <p>(3) 〔略〕</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、町は、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲をもったボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「<u>ボランティア関係団体</u>」という。）の自主的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。</p> <p>また、ボランティアが必要な時に、必要なところで、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 ボランティアの事前登録</p> <p>(1) <u>町災害ボランティアセンター</u>においてボランティアの事前登録の推進を図る。</p> <p>(2) 町は、<u>町災害ボランティアセンター</u>及び日本赤十字社等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備</p> <p><u>ア 災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、災害時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築する。</u></p> <p><u>イ 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u></p> <p><u>ウ 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。</u></p> <p><u>エ 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整える。</u></p> <p>3 ボランティア団体間の連携の強化</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 町は、国内の主要なボランティア関係団体、<u>中間支援組織</u>と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進する。</p> <p>(3) 〔略〕</p>
36	ボランティア活動の環境整備	<p>4 ボランティアコーディネーターの養成</p> <p>災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置する総合調整が必要であり、こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターの養成が必要となってくる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p>	<p>4 ボランティアコーディネーターの養成</p> <p>災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置する総合調整が必要であり、こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターの養成が必要となってくる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
39	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	<p>第2 計画の内容</p> <p>〔略〕</p> <p>また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>〔略〕</p> <p>また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。</p> <p>なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、<u>地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u></p> <p>〔以下略〕</p>

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
1	災害直前活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 住民の避難誘導対策</p> <p>風水害により、住民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」の伝達、「<u>避難勧告</u>」「<u>避難指示 (緊急)</u>」(以下「<u>避難勧告等</u>」という。)を行うなど、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>(1) 町は、風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水(消)防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は、危険が予想される場合は、住民に対して<u>避難勧告等</u>を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。</p> <p>(2) <u>避難行動要支援者</u>については<u>避難勧告等</u>の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。</p> <p>当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。</p> <p>また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。</p> <p>(3) 町は、住民に対する<u>避難勧告等</u>を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難勧告等</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、<u>避難行動</u>をとりやすい時間帯における<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令に努める。</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p><u>(3) 土砂災害警戒情報発表時の対応</u></p> <p><u>県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど住民の避難行動へつなげる。また、避難情報の周知を図る。</u></p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 住民の避難誘導対策</p> <p>風水害により、住民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>(以下「<u>避難指示等</u>」という。)の発令により、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p><u>また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。</u></p> <p>(1) 町は、風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水(消)防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は、危険が予想される場合は、住民に対して<u>避難指示等</u>を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。</p> <p>(2) <u>避難行動要支援者</u>については<u>高齢者等避難</u>の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。</p> <p>当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。</p> <p>また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。</p> <p>(3) 町は、住民に対する<u>避難指示等</u>を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難指示</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、<u>避難行動</u>をとりやすい時間帯における<u>高齢者等避難</u>の発令に努める。</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
		(4) 町は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所への避難」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。	(4) 町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所への避難」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。
1	災害直前活動	<p>(5) 町は、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</p> <p>(6) 町は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は、管理者の同意を得て避難所とする。</p> <p>(7) 町は、住民に対する避難勧告等の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、緊急情報メール配信、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に迅速かつ的確な伝達をするよう努める。</p> <p>(8) 〔略〕</p> <p>(9) 町は、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、<u>浸水区域、土砂災害危険箇所の所在等</u>、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。</p> <p>(10) 町は、<u>避難勧告等の解除</u>をする場合には、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>4 〔略〕</p>	<p>(5) 町は、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</p> <p>(6) 町は、災害時又は災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は、管理者の同意を得て避難所とする。</p> <p>(7) 町は、住民に対する避難指示等の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、緊急情報メール配信、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に迅速かつ的確な伝達をするよう努める。</p> <p>(8) 〔略〕</p> <p>(9) 町は、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、<u>浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等</u>、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。</p> <p>(10) 町は、<u>避難指示等を解除</u>する場合には、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>(11) <u>地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には</u>、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>(12) 町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</p> <p>(13) 町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、<u>国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</u></p> <p>(14) 町は、<u>特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u></p> <p>4 〔略〕</p>

節	節名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)																				
1	災害直前活動	<p>別紙 警報等の種類及び発表基準 1 気象業務法に基づく警報等 気象業務法に基づき、一般の警戒又は注意を促すために発表する気象、地象及び水象についての警報、注意報並びに情報をいう。</p> <p>(特別警報発表基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td> 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 参考 雨に関する飯綱町の 50 年に一度の値 48 時間降水量：222mm 3 時間降水量：89mm 土壤雨量指数：160 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td> 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 参考 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (信濃町) 50 年に一度の積雪深：206cm 既往最深積雪深：176cm </td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。</p>	現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 参考 雨に関する飯綱町の 50 年に一度の値 48 時間降水量：222mm 3 時間降水量：89mm 土壤雨量指数：160	〔略〕		暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 参考 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (信濃町) 50 年に一度の積雪深：206cm 既往最深積雪深：176cm	<p>別紙 警報等の種類及び発表基準 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき 79 の区域に分け発表している。</p> <p>(特別警報発表基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td> 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 参考 雨に関する飯綱町の 50 年に一度の値 (令和 4 年 3 月 24 日現在) 48 時間降水量：230mm 3 時間降水量：87mm 土壤雨量指数：165 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td> 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 参考 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (信濃町) (令和 3 年 10 月 28 日現在) 50 年に一度の積雪深：202cm 既往最深積雪深：176cm </td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕 過去の災害事例に照らして、指数 (土壤雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断する。</p>	現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 参考 雨に関する飯綱町の 50 年に一度の値 (令和 4 年 3 月 24 日現在) 48 時間降水量：230mm 3 時間降水量：87mm 土壤雨量指数：165	〔略〕		暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 参考 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (信濃町) (令和 3 年 10 月 28 日現在) 50 年に一度の積雪深：202cm 既往最深積雪深：176cm
現象の種類	基準																						
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 参考 雨に関する飯綱町の 50 年に一度の値 48 時間降水量：222mm 3 時間降水量：89mm 土壤雨量指数：160																						
〔略〕																							
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																						
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 参考 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (信濃町) 50 年に一度の積雪深：206cm 既往最深積雪深：176cm																						
現象の種類	基準																						
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 参考 雨に関する飯綱町の 50 年に一度の値 (令和 4 年 3 月 24 日現在) 48 時間降水量：230mm 3 時間降水量：87mm 土壤雨量指数：165																						
〔略〕																							
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																						
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 参考 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (信濃町) (令和 3 年 10 月 28 日現在) 50 年に一度の積雪深：202cm 既往最深積雪深：176cm																						

節	節名	旧 (平成31年度修正)	新 (令和4年度修正)																																																																
1	災害直前活動	<p>〈警報・注意報発表基準〉 (平成29年7月7日現在)</p> <p>〔略〕 発表官署 長野地方気象台</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">警報</td> <td colspan="2">〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>鳥居川流域=12.3、八蛇川流域=5.3、斑尾川流域=4.9</td> </tr> <tr> <td>複合基準^{*1}</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td colspan="3">〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>浸水害</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>土壌雨量指数基準 88</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>鳥居川流域=9.8、八蛇川流域=4.2、斑尾川流域=3.9</td> </tr> <tr> <td>複合基準^{*1}</td> <td>鳥居川流域=(5、9.8)、八蛇川流域=(5、4.2)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">〔略〕</td> <td></td> </tr> </table> <p>〈参考〉 〔略〕</p> <p>2 水防法に基づく警報等</p>	警報	〔略〕			洪水	流域雨量指数基準	鳥居川流域=12.3、八蛇川流域=5.3、斑尾川流域=4.9	複合基準 ^{*1}	〔略〕	〔略〕				注意報	大雨	浸水害	〔略〕	土砂災害	土壌雨量指数基準 88	洪水	流域雨量指数基準	鳥居川流域=9.8、八蛇川流域=4.2、斑尾川流域=3.9	複合基準 ^{*1}	鳥居川流域=(5、9.8)、八蛇川流域=(5、4.2)	〔略〕				<p>〈警報・注意報発表基準〉 (令和2年8月6日現在)</p> <p>〔略〕 発表官署 長野地方気象台</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">警報</td> <td colspan="2">〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>鳥居川流域=12.3、八蛇川流域=5.8、斑尾川流域=6.2</td> </tr> <tr> <td>複合基準^{*1}</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td colspan="3">〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>浸水害</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td>土壌雨量指数基準 97</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>鳥居川流域=9.8、八蛇川流域=4.6、斑尾川流域=4.9</td> </tr> <tr> <td>複合基準^{*1}</td> <td>鳥居川流域=(5、9.8)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">〔略〕</td> <td></td> </tr> </table> <p>〈参考〉 〔略〕</p> <p>2 水防法に基づく警報等</p> <p>(1) 洪水予報</p> <p>水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	警報	〔略〕			洪水	流域雨量指数基準	鳥居川流域=12.3、八蛇川流域=5.8、斑尾川流域=6.2	複合基準 ^{*1}	〔略〕	〔略〕				注意報	大雨	浸水害	〔略〕	土砂災害	土壌雨量指数基準 97	洪水	流域雨量指数基準	鳥居川流域=9.8、八蛇川流域=4.6、斑尾川流域=4.9	複合基準 ^{*1}	鳥居川流域=(5、9.8)	〔略〕				種類	情報名	概要	洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	〔略〕																																																																		
	洪水	流域雨量指数基準		鳥居川流域=12.3、八蛇川流域=5.3、斑尾川流域=4.9																																																															
		複合基準 ^{*1}	〔略〕																																																																
〔略〕																																																																			
注意報	大雨	浸水害	〔略〕																																																																
		土砂災害	土壌雨量指数基準 88																																																																
	洪水	流域雨量指数基準	鳥居川流域=9.8、八蛇川流域=4.2、斑尾川流域=3.9																																																																
		複合基準 ^{*1}	鳥居川流域=(5、9.8)、八蛇川流域=(5、4.2)																																																																
〔略〕																																																																			
警報	〔略〕																																																																		
	洪水	流域雨量指数基準	鳥居川流域=12.3、八蛇川流域=5.8、斑尾川流域=6.2																																																																
		複合基準 ^{*1}	〔略〕																																																																
〔略〕																																																																			
注意報	大雨	浸水害	〔略〕																																																																
		土砂災害	土壌雨量指数基準 97																																																																
	洪水	流域雨量指数基準	鳥居川流域=9.8、八蛇川流域=4.6、斑尾川流域=4.9																																																																
		複合基準 ^{*1}	鳥居川流域=(5、9.8)																																																																
〔略〕																																																																			
種類	情報名	概要																																																																	
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																																																																	
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																																																																	

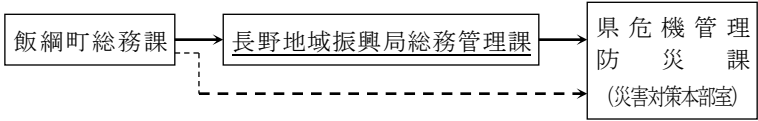
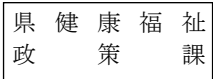

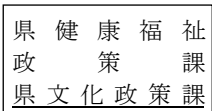
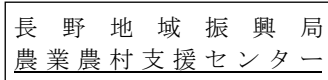
節	節名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)														
1	災害直前活動	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 消防法に基づく警報等</p> <p>(1) 火災気象通報</p> <p>消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるとき長野地方気象台長が長野県知事に行う通報で、知事は直ちに市町村長に通報する。</p> <table border="1" data-bbox="327 804 1223 1059"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災気象通報</td> <td> <u>気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。</u> <u>1 実効湿度が 55%以下で、最小湿度が 20%以下になる見込みのとき。</u> <u>2 実効湿度が 60%以下、最小湿度が 40%以下で、最大風速が 7 m/s を超える見込みのとき。</u> <u>3 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。(降雨、降雪のときには通報しないことがある。)</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p>	区 分	発 表 基 準	火災気象通報	<u>気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。</u> <u>1 実効湿度が 55%以下で、最小湿度が 20%以下になる見込みのとき。</u> <u>2 実効湿度が 60%以下、最小湿度が 40%以下で、最大風速が 7 m/s を超える見込みのとき。</u> <u>3 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。(降雨、降雪のときには通報しないことがある。)</u>	<table border="1" data-bbox="1245 209 2141 667"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1245 209 1346 469"></td> <td data-bbox="1346 209 1514 469">氾濫警戒情報</td> <td data-bbox="1514 209 2141 469"> <u>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く。)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。)</u>に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 469 1346 667">洪水注意報</td> <td data-bbox="1346 469 1514 667">氾濫注意情報</td> <td data-bbox="1514 469 2141 667"> <u>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</u> <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3 消防法に基づく警報等</p> <p>(1) 火災気象通報</p> <p>消防法第 22 条の規定により、気象状況が火災の予防上危険と認められるとき長野地方気象台が長野県知事に行う通報で、知事は直ちに市町村長に通報する。</p> <table border="1" data-bbox="1245 823 2141 1078"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災気象通報</td> <td> <u>長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。</u> <u>ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水(降雪を含む。)が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p>		氾濫警戒情報	<u>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く。)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。)</u> に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。	洪水注意報	氾濫注意情報	<u>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</u> <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。</u>	区 分	発 表 基 準	火災気象通報	<u>長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。</u> <u>ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水(降雪を含む。)が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。</u>
区 分	発 表 基 準																
火災気象通報	<u>気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。</u> <u>1 実効湿度が 55%以下で、最小湿度が 20%以下になる見込みのとき。</u> <u>2 実効湿度が 60%以下、最小湿度が 40%以下で、最大風速が 7 m/s を超える見込みのとき。</u> <u>3 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。(降雨、降雪のときには通報しないことがある。)</u>																
	氾濫警戒情報	<u>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く。)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。)</u> に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。															
洪水注意報	氾濫注意情報	<u>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</u> <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。</u>															
区 分	発 表 基 準																
火災気象通報	<u>長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。</u> <u>ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水(降雪を含む。)が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。</u>																

節	節名	旧 (平成31年度修正)	新 (令和4年度修正)												
1	災害直前活動	<p>4 その他の情報</p> <p>(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等 警報の危険度分布等の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒判定メッシュ情報</td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>大雨警報(浸水害)の危険度分布</td> <td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	<p>4 その他の情報</p> <p>(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布(キキクル)等 警報の危険度分布(キキクル)等の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)</td> <td> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> <tr> <td>大雨警報(浸水害)の危険度分布(浸水キキクル)</td> <td> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 </td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	大雨警報(浸水害)の危険度分布(浸水キキクル)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
種類	概要														
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。														
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。														
種類	概要														
大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 														
大雨警報(浸水害)の危険度分布(浸水キキクル)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 														

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)								
1	災害直前活動	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 209 577 679">洪水警報の危険度分布</td> <td data-bbox="577 209 1223 679">指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上でおおむね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 679 577 903">流域雨量指数の予測値</td> <td data-bbox="577 679 1223 903">水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。</td> </tr> </table> <p data-bbox="327 903 1223 1088">(2) <u>警報級の可能性</u> 警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から 5 日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性が高いことを表す[高]、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[中]の 2 段階の確度がある。</p>	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上でおおむね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1245 209 1496 679">洪水警報の危険度分布 <u>(洪水キキクル)</u></td> <td data-bbox="1496 209 2141 679">指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 679 1496 903">流域雨量指数の予測値</td> <td data-bbox="1496 679 2141 903">水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分毎に更新している。</td> </tr> </table> <p data-bbox="1245 903 2141 1088">(2) <u>早期注意情報（警報級の可能性）</u> 5 日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。</p>	洪水警報の危険度分布 <u>(洪水キキクル)</u>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分毎に更新している。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上でおおむね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。										
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。										
洪水警報の危険度分布 <u>(洪水キキクル)</u>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。										
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分毎に更新している。										

節	節名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
1	災害直前活動	<p>(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報で発表される。</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂災害警戒判定メッシュ情報で発表される。</p> <p>(5) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。長野県の発表基準は1時間 100 ミリ以上を観測又は解析したときである。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で発表される。</p> <p>(6) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県内の「北部・中部・南部」単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで発表される。この情報の有効期間は発表からおおむね1時間である。</p>	<p>(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>(5) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の市町村において、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間 100 ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。</p> <p>(6) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表からおおむね1時間である。</p>

節	節名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)																																				
1	災害直前活動	<p>5 警報等の発表及び解除 警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。 なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられる<u>ものとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報等の種類</th> <th>発表機関名</th> <th>対 象 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6 [略]</p>	警報等の種類	発表機関名	対 象 区 域	気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報	[略]	[略]	[略]			記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	[略]	竜巻注意情報	長野地方気象台	[略]	[略]			<p>5 警報等の発表及び解除 警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。 なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられる。<u>ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から概ね 1 時間である。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報等の種類</th> <th>発表機関名</th> <th>対 象 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象注意報 気象警報</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>気象庁</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>気象庁</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6 [略]</p>	警報等の種類	発表機関名	対 象 区 域	気象注意報 気象警報	[略]	[略]	[略]			記録的短時間大雨情報	気象庁	[略]	竜巻注意情報	気象庁	[略]	[略]		
警報等の種類	発表機関名	対 象 区 域																																					
気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報	[略]	[略]																																					
[略]																																							
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	[略]																																					
竜巻注意情報	長野地方気象台	[略]																																					
[略]																																							
警報等の種類	発表機関名	対 象 区 域																																					
気象注意報 気象警報	[略]	[略]																																					
[略]																																							
記録的短時間大雨情報	気象庁	[略]																																					
竜巻注意情報	気象庁	[略]																																					
[略]																																							
2	災害情報の収集・連絡活動	<p>第 2 活動の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関 (1) 被害状況の調査は、調査担当課が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては関係各課は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。 なお、被害が甚大であり、町において被害調査が実施できないときは県現地機関等に応援を求め行う。 (2) [略] (3) 特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、<u>警察等関係機関</u>の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 災害情報の収集・連絡系統 (1) 被害報告等 ア [略] イ 町における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は長野地方振興局長に応援を求め。 ウ [略]</p>	<p>第 2 活動の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関 (1) 被害状況の調査は、調査担当課が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては関係各課は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。 なお、被害が甚大であり、町において被害調査が実施できないときは県現地機関等に応援を求め行う。 (2) [略] (3) 特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、<u>県警察本部</u>の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 災害情報の収集・連絡系統 (1) 被害報告等 ア [略] イ 町における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は長野地域振興局長に応援を求め。 ウ [略]</p>																																				

節	節 名	旧 (平成31年度修正)	新 (令和4年度修正)
2	災害情報の収集・連絡活動	<p>飯綱町の災害情報連絡系統図</p> <p>(1) 概況速報 (様式第1号)</p> <p>[図中]</p>  <pre> graph LR A[飯綱町総務課] --> B[長野地域振興局総務管理課] B --> C[県危機管理 防 災 課 (災害対策本部室)] A -.-> C </pre> <p>(2) 人的及び住家の被害状況報告 (様式第2号) 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示 (緊急) 等避難状況報告 (様式第2-1号)</p> <p>[図略]</p> <p>(3) 社会福祉施設被害状況報告 (様式第3号)</p> <p>[図中]</p>  <p>(4) 農業関係被害状況報告 ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告 (様式第5号)</p> <p>[図中]</p>  <p>イ [略]</p> <p>(5) [略]</p>	<p>飯綱町の災害情報収集連絡系統図</p> <p>(1) 概況速報 <u>長野県防災情報システム</u> クロノロジーを使用 (消防庁への速報は消防庁第4号様式 (その1) (表21の2)) 町は人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。</p> <p>[図中]</p>  <pre> graph LR A[飯綱町総務課] --> B[長野県防災情報システム] B --> C[県危機管理 防 災 課 (災害対策本部室)] </pre> <p>(2) 人的及び住家の被害状況報告 (様式第2号) 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告 (様式第2-1号)</p> <p>[図略]</p> <p>(3) 社会福祉施設被害状況報告 (様式第3号)</p> <p>[図中]</p>  <p>(4) 農業関係被害状況報告 ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告 (様式第5号)</p> <p>[図中]</p>  <p>イ [略]</p> <p>(5) [略]</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
2	災害情報の収集・連絡活動	<p>(6) 土木関係被害状況報告</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 土砂災害等による被害報告 [図略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 水道施設被害状況報告 (様式第 9 号) [図中]</p> <div data-bbox="371 751 696 804" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">長野地域振興局環境課</div> <p>(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 (様式第 10 号) [図中]</p> <div data-bbox="371 943 696 995" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">長野地域振興局環境課</div> <p>(10) 感染症関係報告 (様式第 11 号) [図中]</p> <div data-bbox="371 1161 589 1214" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">県保健・疾病対策課</div>	<p>(6) 土木関係被害状況報告</p> <p>ア 県管理河川の氾濫箇所 地図又はGISによる</p> <div data-bbox="1256 248 2141 539" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto;"> <pre> graph TD A[飯綱町総務課] --> B[長野建設事務所 砂防事務所] B --> C[長野地域振興局 総務管理課] A -.-> D[県河川課] D --> E[国土地理院 関東地方測量] D --> F[自衛隊] D --> G[県危機管理 防災課 (災害対策本部室)] G --> H[ISUT (内閣府)] </pre> </div> <p>イ [略]</p> <p>ウ 土砂災害等による被害報告 (地図若しくはGIS又は様式第 7 号) [図略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 水道施設被害状況報告 (様式第 9 号) [図中]</p> <div data-bbox="1294 719 1619 868" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">長野地域振興局 環境・廃棄物対策課 環境課 総務管理・環境課</div> <p>(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 (様式第 10 号) [図中]</p> <div data-bbox="1294 943 1619 1091" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">長野地域振興局 環境・廃棄物対策課 環境課 総務管理・環境課</div> <p>(10) 感染症関係報告 (様式第 11 号) [図中]</p> <div data-bbox="1294 1161 1507 1214" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">県感染症対策課</div>
2	災害情報の収集・連絡活動	<p>(11) 医療施設関係被害状況報告 (様式第 12 号) [図中]</p> <div data-bbox="371 1321 927 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 長野保健福祉事務所 総務課 → 県医療推進課 </div> <p>(12)～(20) [略]</p>	<p>(11) 医療施設関係被害状況報告 (様式第 12 号) [図中]</p> <div data-bbox="1294 1321 1850 1422" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 長野保健福祉事務所 総務課 食品・生活衛生課 → 県医療政策課 県薬事管理課 </div> <p>(12)～(20) [略]</p>

節	節名	旧 (平成31年度修正)	新 (令和4年度修正)																																																												
3	非常参集職員の活動	<p>第1 基本方針</p> <p>町は、町内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画の定めるところによってその活動体制に万全を期すとともに、防災関係機関の協力を得てその組織及び機能のすべてを挙げて災害応急対策活動を実施する。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 動員配備体制</p> <p>町は、災害対策活動に関し所要の人員を確保するため次により職員の動員を行う。なお、職員は動員命令がない場合であっても、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知した場合は自発的に動員人員配備表に基づき登庁するものとする。</p> <p>(1) 配備基準 〔表中〕 <u>はん濫</u> ※ 上記基準のほか、町長が必要と認める場合には、その指示により所定の配備をとることとする。</p> <p>(2) 動員人員配備表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動体制 課名</th> <th>警戒準備体制</th> <th>警戒一次体制</th> <th>警戒二次体制</th> <th>非常体制 (災害警戒本部)</th> <th>緊急体制 (災害対策本部)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>総務課長 管理防災係</td> <td>総務課長 総務課長補佐 管理防災係</td> <td>係長職以上の職員</td> <td>全職員</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td colspan="6">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>飯綱病院 (訪問看護ステーション)</td> <td></td> <td>病院事務長 (訪問看護ステーション次長)</td> <td>院長 副院長 看護部長 技師長 事務次長</td> <td>全職員</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td colspan="6">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各課長（各部長）等は、災害の状況により人員を増減することができる。また、総務課長は、時間外については、状況により<u>当直者</u>を増やす等の措置を講ずる。</p> <p>(3) 職員参集方法</p> <p>ア 時間外の動員方法</p> <p>職員への連絡は防災行政無線及びN T T電話により行う。 また、各課長（各部長）等は、連絡方法をあらかじめ定めておく。 イ・ウ 〔略〕</p>	活動体制 課名	警戒準備体制	警戒一次体制	警戒二次体制	非常体制 (災害警戒本部)	緊急体制 (災害対策本部)	総務課	総務課長 管理防災係	総務課長 総務課長補佐 管理防災係	係長職以上の職員	全職員	全職員	〔略〕						飯綱病院 (訪問看護ステーション)		病院事務長 (訪問看護ステーション次長)	院長 副院長 看護部長 技師長 事務次長	全職員	全職員	〔略〕						<p>第1 基本方針</p> <p>町は、町内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令、防災計画及び受援計画の定めるところによってその活動体制に万全を期すとともに、防災関係機関の協力を得てその組織及び機能のすべてを挙げて災害応急対策活動を実施する。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 動員配備体制</p> <p>町は、災害対策活動に関し所要の人員を確保するため次により職員の動員を行う。なお、職員は動員命令がない場合であっても、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知した場合は自発的に動員人員配備表に基づき登庁する。</p> <p>(1) 配備基準 〔表中〕 <u>氾濫</u> ※ 上記基準のほか、町長が必要と認める場合には、その指示により所定の配備をとる。</p> <p>(2) 動員人員配備表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動体制 課名</th> <th>警戒準備体制</th> <th>警戒一次体制</th> <th>警戒二次体制</th> <th>非常体制 (災害警戒本部)</th> <th>緊急体制 (災害対策本部)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td>総務課長 ※総務課長補佐 危機管理室</td> <td>総務課長 総務課長補佐 総務係 危機管理室</td> <td>係長職以上の職員</td> <td>全職員</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td colspan="6">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>飯綱病院 (訪問看護ステーション)</td> <td></td> <td>病院事務長 (訪問看護ステーション次長)</td> <td>係長職以上の職員</td> <td>全職員</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td colspan="6">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各課長（各部長）等は、災害の状況により人員を増減することができる。また、総務課長は、時間外については、状況により<u>待機者</u>を増やす等の措置を講ずる。</p> <p>(3) 職員参集方法</p> <p>ア 時間外の動員方法</p> <p>職員への連絡は、防災行政無線、N T T電話及び職員参集メール等により行う。 また、各課長（各部長）等は、連絡方法をあらかじめ定めておく。 イ・ウ 〔略〕</p>	活動体制 課名	警戒準備体制	警戒一次体制	警戒二次体制	非常体制 (災害警戒本部)	緊急体制 (災害対策本部)	総務課	総務課長 ※総務課長補佐 危機管理室	総務課長 総務課長補佐 総務係 危機管理室	係長職以上の職員	全職員	全職員	〔略〕						飯綱病院 (訪問看護ステーション)		病院事務長 (訪問看護ステーション次長)	係長職以上の職員	全職員	全職員	〔略〕					
活動体制 課名	警戒準備体制	警戒一次体制	警戒二次体制	非常体制 (災害警戒本部)	緊急体制 (災害対策本部)																																																										
総務課	総務課長 管理防災係	総務課長 総務課長補佐 管理防災係	係長職以上の職員	全職員	全職員																																																										
〔略〕																																																															
飯綱病院 (訪問看護ステーション)		病院事務長 (訪問看護ステーション次長)	院長 副院長 看護部長 技師長 事務次長	全職員	全職員																																																										
〔略〕																																																															
活動体制 課名	警戒準備体制	警戒一次体制	警戒二次体制	非常体制 (災害警戒本部)	緊急体制 (災害対策本部)																																																										
総務課	総務課長 ※総務課長補佐 危機管理室	総務課長 総務課長補佐 総務係 危機管理室	係長職以上の職員	全職員	全職員																																																										
〔略〕																																																															
飯綱病院 (訪問看護ステーション)		病院事務長 (訪問看護ステーション次長)	係長職以上の職員	全職員	全職員																																																										
〔略〕																																																															

節	節名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)								
3	非常参集職員の活動	<p>(4) 参集時の留意事項</p> <p>ア 参集途上において火災の発生及び人身事故等に遭遇した場合の措置方法 上司に報告し、指示を受ける。又は、住民に協力を求め、消火、救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいるときは、その活動を<u>引き継ぎ</u>庁舎へ直行する。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <table border="1" data-bbox="327 363 1223 531"> <tr> <td data-bbox="327 363 495 432">服 装</td> <td data-bbox="495 363 1223 432">・応急活動ができる<u>容易な服装</u>とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 432 495 531">携 行 品</td> <td data-bbox="495 432 1223 531">・筆記具 ・携帯ライト ・携帯ラジオ ・タオル ・飲料水、食料 ・応急医薬品等 ・マスク ・風呂敷類</td> </tr> </table> <p>(5) [略]</p> <p>2 飯綱町災害警戒本部の設置</p> <p>(1) 警戒本部の組織 町長を警戒本部長とし、副町長及び教育長を警戒副本部長とする。また、警戒本部の組織構成については、災害対策本部の体制に<u>準ずるものとする</u>。</p> <p>(2) 警戒本部の活動 ア・イ [略] ウ 警戒本部を設置した場合の各部（各課）の事務分掌については、災害対策本部の体制に<u>準ずるものとする</u>。</p> <p>3 飯綱町災害対策本部の設置</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 本部の設置場所 本部は、町役場傘礼庁舎に置く。ただし、庁舎が被災して使用不能になった場合には、<u>町役場三水庁舎</u>に本部を設置する。</p> <p>(6) [略]</p> <p>4 本部の組織（別紙 1 参照）</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 本部会議 ア・イ [略] ウ 本部会議の協議事項 (ア)・(イ) [略] (ウ) 県その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の<u>要求</u>に関すること。 (エ) [略]</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>別図 1 災害対策本部組織図 [略]</p>	服 装	・応急活動ができる <u>容易な服装</u> とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋	携 行 品	・筆記具 ・携帯ライト ・携帯ラジオ ・タオル ・飲料水、食料 ・応急医薬品等 ・マスク ・風呂敷類	<p>(4) 参集時の留意事項</p> <p>ア 参集途上において火災の発生及び人身事故等に遭遇した場合の措置方法 上司に報告し、指示を受ける。又は、住民に協力を求め、消火、救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいるときは、その活動を<u>引き継ぎ</u>庁舎へ直行する。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <table border="1" data-bbox="1245 336 2141 496"> <tr> <td data-bbox="1245 336 1413 400">服 装</td> <td data-bbox="1413 336 2141 400">・応急活動が容易にできる服装（作業服等）とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋（軍手）、防災ベスト</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 400 1413 496">携 行 品</td> <td data-bbox="1413 400 2141 496">・筆記具 ・携帯ライト ・携帯ラジオ ・タオル ・飲料水、食料 ・応急医薬品等 ・マスク ・風呂敷類 ・防寒具（冬期） ・身分証明書（名刺）</td> </tr> </table> <p>(5) [略]</p> <p>2 飯綱町災害警戒本部の設置</p> <p>(1) 警戒本部の組織 町長を警戒本部長とし、副町長及び教育長を警戒副本部長とする。また、警戒本部の組織構成については、災害対策本部の体制に<u>準ずる</u>。</p> <p>(2) 警戒本部の活動 ア・イ [略] ウ 警戒本部を設置した場合の各部（各課）の事務分掌については、災害対策本部の体制に<u>準ずる</u>。</p> <p>3 飯綱町災害対策本部の設置</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 本部の設置場所 本部は、町役場災害対策室に置く。ただし、庁舎が被災して使用不能になった場合には、<u>町民会館</u>に本部を設置する。</p> <p>(6) [略]</p> <p>4 本部の組織（別紙 1 参照）</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 本部会議 ア・イ [略] ウ 本部会議の協議事項 (ア)・(イ) [略] (ウ) 県その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の<u>要請</u>に関すること。 (エ) [略]</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>別図 1 災害対策本部組織図 [略]</p>	服 装	・応急活動が容易にできる服装（作業服等）とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋（軍手）、防災ベスト	携 行 品	・筆記具 ・携帯ライト ・携帯ラジオ ・タオル ・飲料水、食料 ・応急医薬品等 ・マスク ・風呂敷類 ・防寒具（冬期） ・身分証明書（名刺）
服 装	・応急活動ができる <u>容易な服装</u> とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋										
携 行 品	・筆記具 ・携帯ライト ・携帯ラジオ ・タオル ・飲料水、食料 ・応急医薬品等 ・マスク ・風呂敷類										
服 装	・応急活動が容易にできる服装（作業服等）とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋（軍手）、防災ベスト										
携 行 品	・筆記具 ・携帯ライト ・携帯ラジオ ・タオル ・飲料水、食料 ・応急医薬品等 ・マスク ・風呂敷類 ・防寒具（冬期） ・身分証明書（名刺）										
3	非常参集職員の活動	<p>別紙 2 災害対策本部各部の事務分掌</p> <p>1 [略]</p> <p>2 各部の個別事務</p>	<p>別紙 2 災害対策本部各部の事務分掌</p> <p>1 [略]</p> <p>2 各部の個別事務</p>								

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)		新 (令和 4 年度修正)	
		部 (◎部長)	事 務 分 掌	部 (◎部長)	事 務 分 掌
		総務部 ◎総務課長	関係機関等との 連絡調整等	関係機関等との 連絡調整等	〔略〕
			避難	・避難勧告等の発令に関する事 ・避難所の開設に関する事。	
			〔略〕		
			〔略〕		
		〔略〕		〔略〕	
		税務会計部 ◎会計管理者	〔略〕	〔略〕	
			税の減免	〔略〕	
			義援金	〔略〕	
			〔略〕		
		住民環境部 ◎住民環境課長	〔略〕	〔略〕	
			相談窓口等	・被災者の総合相談窓口の開設に関する事。 ・り災証明の発行に関する事。	
			〔略〕		
		保健福祉部 ◎保健福祉課長	〔略〕	〔略〕	
			食料	〔略〕	
			ボランティア	〔略〕	
			〔略〕		
			保健衛生・感染 症予防	・避難所における保健活動（相談・ <u>検診</u> ）に 関すること。 ・災害時の感染症予防に関する事。	
		産業観光部 ◎産業観光課長	農林・耕地	・農地、農産物及び農業用 <u>施設</u> の被害調査及び 応急対策に関する事。 ・林産物及び林業用 <u>施設</u> の被害調査及び応急 対策に関する事。 〔略〕 ・被災農林業者に対するり災証明の発行及び災 害融資に関する事。	
			〔略〕		
			〔略〕		
		産業観光部 ◎産業観光課長	農林業	・農地、農産物及び農業用 <u>施設等</u> の被害調査及 び応急対策に関する事。 ・林産物及び林業用 <u>施設等</u> の被害調査及び応急 対策に関する事。 〔略〕 ・被災農林業者に対するり災証明の発行及び災 害融資に関する事。	
			調達・供給	・食料及び生活必需品等の調達・供給に関する 事。	
			ボランティア	〔略〕	
			〔略〕		
			保健衛生・感染 症予防	・避難所における保健活動（相談・ <u>健診</u> ）に 関すること。 ・災害時の感染症予防に関する事。	

節	節名	旧 (平成31年度修正)	新 (令和4年度修正)																																										
3	非常参集職員の活動	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>商工観光</td> <td>[略] ・被災商工業者に対する<u>り災証明</u>の発行及び災害融資に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>物資確保</td> <td>・食料及び生活必需品等の<u>調達・確保</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>病院部 ◎飯綱病院事務長 (訪問看護ステーション次長)</td> <td>[略]</td> <td>[略] ・医療資機材及び薬品等の調達・確保に関すること。 ・災害時の助産に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育部 ◎教育次長</td> <td>[略]</td> <td>[略] ・保育所・学童保育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 [略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>		商工観光	[略] ・被災商工業者に対する <u>り災証明</u> の発行及び災害融資に関すること。		物資確保	・食料及び生活必需品等の <u>調達・確保</u> に関すること。	[略]			病院部 ◎飯綱病院事務長 (訪問看護ステーション次長)	[略]	[略] ・医療資機材及び薬品等の調達・確保に関すること。 ・災害時の助産に関すること。		[略]		教育部 ◎教育次長	[略]	[略] ・保育所・学童保育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 [略]		[略]		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>商工観光</td> <td>[略] ・被災商工業者に対する<u>罹災証明</u>の発行及び災害融資に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>運搬・配達</td> <td>・食料及び生活必需品等の<u>運搬・配達</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>病院部 ◎飯綱病院事務長 (訪問看護ステーション次長)</td> <td>[略]</td> <td>[略] ・医療資機材及び薬品等の調達・確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育部 ◎教育次長</td> <td>[略]</td> <td>[略] ・保育園・学童保育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 [略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>		商工観光	[略] ・被災商工業者に対する <u>罹災証明</u> の発行及び災害融資に関すること。		運搬・配達	・食料及び生活必需品等の <u>運搬・配達</u> に関すること。	[略]			病院部 ◎飯綱病院事務長 (訪問看護ステーション次長)	[略]	[略] ・医療資機材及び薬品等の調達・確保に関すること。		[略]		教育部 ◎教育次長	[略]	[略] ・保育園・学童保育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 [略]		[略]	
	商工観光	[略] ・被災商工業者に対する <u>り災証明</u> の発行及び災害融資に関すること。																																											
	物資確保	・食料及び生活必需品等の <u>調達・確保</u> に関すること。																																											
[略]																																													
病院部 ◎飯綱病院事務長 (訪問看護ステーション次長)	[略]	[略] ・医療資機材及び薬品等の調達・確保に関すること。 ・災害時の助産に関すること。																																											
	[略]																																												
教育部 ◎教育次長	[略]	[略] ・保育所・学童保育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 [略]																																											
	[略]																																												
	商工観光	[略] ・被災商工業者に対する <u>罹災証明</u> の発行及び災害融資に関すること。																																											
	運搬・配達	・食料及び生活必需品等の <u>運搬・配達</u> に関すること。																																											
[略]																																													
病院部 ◎飯綱病院事務長 (訪問看護ステーション次長)	[略]	[略] ・医療資機材及び薬品等の調達・確保に関すること。																																											
	[略]																																												
教育部 ◎教育次長	[略]	[略] ・保育園・学童保育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 [略]																																											
	[略]																																												
4	広域相互応援活動	<p>第1 基本方針</p> <p>町は、災害発生時において、その規模及び被害状況等から町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別図1参照)</p> <p>なお、町が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、<u>応援要請に当たっては、受入れ体制に不備がないよう十分配慮する。</u>また、他市町村が被災し、町が応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>町は、災害発生時において、その規模及び被害状況等から町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別図1参照)</p> <p>なお、町が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、<u>災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、町の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。</u>また、他市町村が被災し、町が応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p><u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p><u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</u></p>																																										

節	節名	旧 (平成31年度修正)	新 (令和4年度修正)																																																																																																		
4	広域相互応援活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 応援要請</p> <p>(1) 町長が行う応援要請 (消防以外に関する応援要請)</p> <p>ア 他市町村に対する応援要請 (別図2参照)</p> <p>(ア)~(エ) [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 要請を受けたブロックの代表市町村 (代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村) は、被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。</p> <p>※ 震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。</p> <p>※ 被災した市町村は、先遣隊に対し、必要な情報を提供するものとする。</p> </div> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) 情報収集及び応援体制の整備</p> <p>町 (以下「応援側」という。) は、大規模災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等 (以下「要請側」という。) から要請を受けた場合は、直ちに出動する。</p> <p>[以下略]</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 応援要請</p> <p>(1) 町長が行う応援要請 (消防以外に関する応援要請)</p> <p>ア 他市町村に対する応援要請 (別図2参照)</p> <p>(ア)~(エ) [略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 要請を受けたブロックの代表市町村 (代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村) は、被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。</p> <p>※ 大規模災害時の非常事態と判断される市町村へは、ブロックの代表市町村が先遣隊を派遣する。</p> <p>※ 被災した市町村は、先遣隊に対し、必要な情報を提供する。</p> <p>※ ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣を行うことができない場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援ブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。</p> </div> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>町 (以下「応援側」という。) は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等 (以下「要請側」という。) から要請を受けた場合は、直ちに行動する。</p> <p>[以下略]</p>																																																																																																		
5	ヘリコプターの運用計画	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 出動手続の実施</p> <p>(1) [略]</p> <p>ヘリコプター選定基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>ヘリテレ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県警ヘリコプター</td> <td>ユーロコプター A S 365 N 3</td> <td>13</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アグスタ A W 139</td> <td>17</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ	県警ヘリコプター	ユーロコプター A S 365 N 3	13	○		○	○		アグスタ A W 139	17	○		○	○	広域航空消防応援ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○		ドクターヘリ		6					<p>第2 活動の内容</p> <p>1 出動手続の実施</p> <p>(1) [略]</p> <p>ヘリコプター選定基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>映像伝送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル 412 E P I</td> <td>15</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>県警ヘリコプター</td> <td>ユーロコプター A S 365 N 3</td> <td>13</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アグスタ A W 139</td> <td>17</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援等ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドクターヘリ</td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送	消防防災ヘリコプター	ベル 412 E P I	15	○	○	○	○	県警ヘリコプター	ユーロコプター A S 365 N 3	13	○		○	○		アグスタ A W 139	17	○		○	○	広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○		海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○		ドクターヘリ		6				
種類	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ																																																																																															
県警ヘリコプター	ユーロコプター A S 365 N 3	13	○		○	○																																																																																															
	アグスタ A W 139	17	○		○	○																																																																																															
広域航空消防応援ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○																																																																																															
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○																																																																																																
ドクターヘリ		6																																																																																																			
種類	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送																																																																																															
消防防災ヘリコプター	ベル 412 E P I	15	○	○	○	○																																																																																															
県警ヘリコプター	ユーロコプター A S 365 N 3	13	○		○	○																																																																																															
	アグスタ A W 139	17	○		○	○																																																																																															
広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○																																																																																															
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○																																																																																																
海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○																																																																																																
ドクターヘリ		6																																																																																																			

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)																																												
5	ヘリコプターの運用計画	<p>(2) 町はヘリコプターの出動要請に当たっては、可能な限り、次の事項を明らかにして要請する。急を要する場合は口頭で要請し、文書が必要な場合は後刻提出する。</p> <p>ア 災害の状況と活動の具体的内容 (物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等)</p> <p>イ〜ケ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) ヘリコプター要請手続要領</p> <p>ア 消防防災ヘリコプター</p> <p>[図中]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 2px;">消 防 課</div> <p>※ 連絡用無線 消防県内共通波 152.81MHz 呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1 (いち)」</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 広域航空消防応援ヘリコプター</p> <p>広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。</p> <p>[図略]</p> <p>[参 考]</p> <p>(ア) 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次航空小隊は次のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>群馬県</td> <td>東京消防庁</td> <td>新潟県</td> <td>山梨県</td> <td>岐阜県</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>富山県</td> <td>静岡県</td> <td>浜松市</td> <td>名古屋市</td> </tr> </table> <p>(イ) 第一次航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は次のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>栃木県</td> <td>茨城県</td> <td>京都府</td> <td>千葉県</td> <td>横浜市</td> <td>川崎市</td> </tr> <tr> <td>福井県</td> <td>静岡県</td> <td>石川県</td> <td>愛知県</td> <td>三重県</td> <td>大阪市</td> </tr> </table> <p>エ [略]</p>	群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県	埼玉県	富山県	静岡県	浜松市	名古屋市	栃木県	茨城県	京都府	千葉県	横浜市	川崎市	福井県	静岡県	石川県	愛知県	三重県	大阪市	<p>(2) 町はヘリコプターの出動要請に当たっては、可能な限り、次の事項を明らかにして要請する。急を要する場合は口頭で要請し、文書が必要な場合は後刻速やかに提出する。</p> <p>ア 災害の状況と活動の具体的内容 (消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等)</p> <p>イ〜ケ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) ヘリコプター要請手続要領</p> <p>ア 消防防災ヘリコプター</p> <p>[図中]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 2px;">危機管理部消防課</div> <p>※ 連絡用無線 消防デジタル無線 (主運用波) 呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1 (いち)」</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 広域航空消防応援等ヘリコプター</p> <p>災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。</p> <p>(ア) 広域航空応援要請手順</p> <p>[図略]</p> <p>(イ) 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画</p> <p>a 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は次のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>東京消防庁</td> <td>埼玉県</td> <td>山梨県</td> <td>群馬県</td> <td>新潟県</td> </tr> <tr> <td>富山県</td> <td>岐阜県</td> <td>静岡市</td> <td>浜松市</td> <td>名古屋市</td> </tr> </table> <p>b 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は次のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>茨城県</td> <td>栃木県</td> <td>千葉県</td> <td>横浜市</td> <td>川崎市</td> <td>石川県</td> </tr> <tr> <td>福井県</td> <td>静岡県</td> <td>三重県</td> <td>滋賀県</td> <td>京都市</td> <td>大阪市</td> </tr> </table> <p>エ [略]</p>	東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県	富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市	茨城県	栃木県	千葉県	横浜市	川崎市	石川県	福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市
群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県																																											
埼玉県	富山県	静岡県	浜松市	名古屋市																																											
栃木県	茨城県	京都府	千葉県	横浜市	川崎市																																										
福井県	静岡県	石川県	愛知県	三重県	大阪市																																										
東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県																																											
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市																																											
茨城県	栃木県	千葉県	横浜市	川崎市	石川県																																										
福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市																																										
5	ヘリコプターの運用計画	<p>オ ドクターヘリ [以下略]</p>	<p>オ 海上保安庁ヘリコプター</p> <p>救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 危機管理部 (災害対策本部) </div> <div style="font-size: 24px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 知事 </div> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 海上保安庁 (第九管区海上保安本部長) </div> </div> </div> <p>カ ドクターヘリ [以下略]</p>																																												

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
8	消防・水防活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 〔略〕</p> <p>〔長野市消防局〕</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 避難の指示・勧告</p> <p>町長が住民に対し、避難の指示・勧告を行った場合、消防署長は町と協力し、住民に対し、避難の伝達及び周知徹底を速やかに行う。</p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>〔住 民〕</p> <p>(1) 出火防止、初期消火活動等</p> <p>住民は災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生の原因となる火気使用器具は、直ちに使用を中止し、火災の発生を防止するとともに火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。</p> <p>なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。</p> <p>(2) 救助・救急活動</p> <p>自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関に協力する。</p> <p>特に、交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救急・救助活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。</p> <p>2 水防活動</p> <p>(1) 水防信号</p> <p>〔表略〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信号は適宜の時間継続する。 ・必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用する。 ・危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。 <p>(2)～(5) 〔略〕</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 〔略〕</p> <p>〔長野市消防局〕</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 避難指示等</p> <p>町長が住民に対し、避難指示等を行った場合、消防署長は町と協力し、住民に対し、避難の伝達及び周知徹底を速やかに行う。</p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>〔住 民〕</p> <p>(1) 出火防止、初期消火活動等</p> <p>住民は災害時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生の原因となる火気使用器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。</p> <p>なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。</p> <p>(2) 救助・救急活動</p> <p>住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、(共助)、消防機関等に協力する。</p> <p>特に、交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救急・救助活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。</p> <p>2 水防活動</p> <p>(1) 水防信号</p> <p>〔表略〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信号は適宜の時間継続する。 ・必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用する。 ・危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。 <p>(2)～(5) 〔略〕</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
8	消防・水防活動	<p>(6) 消防団の活動 洪水に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法 (昭和 24 年法律第 193 号) 第 16 条の規定による水防警報等を受けたときから洪水による危険が除去するまでの間、活動する<u>ものとする</u>。 ア～エ [略] (7) [略] (8) 水防資機材の借用 町長は、水防活動に当たり、資機材に不足が生じ、又は、調達できないときは、県の所管する資機材を借用する。 (9) 避難及び救助 ア 避難勧告等 河川等の洪水、崖崩れ等により著しく危険が切迫したとき、町長は、本章第 12 節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づき、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のための立退きの<u>勧告 (指示)</u>を行う。 イ [略] (10) [略]</p>	<p>(6) 消防団の活動 洪水に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法 (昭和 24 年法律第 193 号) 第 16 条の規定による水防警報等を受けたときから洪水による危険が除去するまでの間、活動する。 ア～エ [略] (7) [略] (8) 水防資機材の借用 町長は、水防活動に当たり、資機材に不足が生じ、又は、調達できないときは、県の所管する資機材・<u>車輛</u>を借用する。 (9) 避難及び救助 ア 避難指示 河川等の洪水、崖崩れ等により著しく危険が切迫したとき、町長は、本章第 12 節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づき、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のための立退きの<u>指示</u>を行う。 イ [略] (10) [略]</p>
9	要配慮者に対する応急活動	<p>第 1 基本方針 <u>災害が発生した際</u>、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、町及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。</p> <p>第 2 活動の内容 1 避難受入れ活動 (1) <u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示 (緊急)</u>をはじめとする災害情報の周知 [略] (2) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認 町は、避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。 (3) 避難所での生活環境整備 ア・イ [略]</p>	<p>第 1 基本方針 <u>災害時には</u>、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、町及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。</p> <p>第 2 活動の内容 1 避難受入れ活動 (1) <u>高齢者等避難・避難指示</u>をはじめとする災害情報の周知 [略] (2) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認 町は、避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。なお、<u>災害時には</u>、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び<u>個別避難計画</u>を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。 (3) 避難所での生活環境整備 ア・イ [略]</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
9	要配慮者に対する応急活動	<p>ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所(室)及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置の上、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。</p> <p>エ [略]</p> <p>オ 情報提供体制の確立 避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、テレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。 〔関係機関〕 (1) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認 [略] なお、<u>発災時</u>において町からあらかじめ提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努める。 (2)・(3) [略] 2・3 [略] 4 広域相互応援体制等の確立 広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、<u>収容</u>等が集中的に必要なことが考えられる。 〔以下略〕</p>	<p>ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所(室)及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置の上、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。 <u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>エ [略]</p> <p>オ 情報提供体制の確立 避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、<u>大画面</u>のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。 〔関係機関〕 (1) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認 [略] なお、<u>災害時</u>において町からあらかじめ提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努める。 (2)・(3) [略] 2・3 [略] 4 広域相互応援体制等の確立 広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、<u>受入れ</u>等が集中的に必要なことが考えられる。 〔以下略〕</p>

節	節名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)																																														
12	避難受入れ及び情報提供活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示 (緊急)</u></p> <p>風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し、<u>避難準備・高齢者等避難開始の伝達及び避難勧告、避難指示 (緊急)</u> (以下「<u>避難勧告等</u>」という。)を行う。</p> <p>特に、避難行動に時間のかかる要配慮者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、町は、<u>避難勧告</u>の前段階として、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発表する。</p> <p>(1) <u>避難勧告等</u>の実施機関、根拠等</p> <p>ア <u>避難勧告等</u>を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、<u>避難勧告等</u>を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p> <table border="1" data-bbox="327 710 1220 1077"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難準備・高齢者等避難開始</u></td> <td>町長</td> <td></td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td><u>避難勧告</u></td> <td>町長</td> <td>災害対策基本法第 60 条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>避難指示 (緊急)</u></td> <td>町長</td> <td>災害対策基本法第 60 条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>避難所</u>の開設、受入れ</td> <td>町長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ [略]</p> <p>ウ 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、<u>避難指示 (緊急)</u> 又は<u>避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言する。</p> <p>(2) <u>避難勧告等</u>の意味</p> <p>ア 「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」</p> <p>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。</p>	実施事項	機関等	根拠	対象災害	<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	町長		災害全般	<u>避難勧告</u>	町長	災害対策基本法第 60 条	災害全般	<u>避難指示 (緊急)</u>	町長	災害対策基本法第 60 条	災害全般	[略]			<u>避難所</u> の開設、受入れ	町長			<p>第2 活動の内容</p> <p>1 <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u></p> <p>風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し、<u>状況に応じて避難指示等を発令し伝達する。</u></p> <p>特に、避難行動に時間のかかる要配慮者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、町は、<u>避難指示</u>の前段階として、<u>高齢者等避難</u>を発表する。</p> <p>(1) <u>避難指示等</u>の実施機関、根拠等</p> <p>ア <u>避難指示等</u>を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、<u>避難指示等</u>を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p> <p><u>また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。</u></p> <table border="1" data-bbox="1249 710 2143 1045"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>高齢者等避難</u></td> <td>町長</td> <td></td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>[削除]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>避難指示</u></td> <td>町長</td> <td>災害対策基本法第 60 条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>指定避難所</u>の開設、受入れ</td> <td>町長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ [略]</p> <p>ウ 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、<u>避難指示等</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく<u>避難指示等</u>が発令されるよう、町に積極的に助言する。</p> <p>(2) <u>高齢者等避難、避難指示</u>の意味</p> <p>ア 「<u>高齢者等避難</u>」</p> <p>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。</p>	実施事項	機関等	根拠	対象災害	<u>高齢者等避難</u>	町長		災害全般	[削除]				<u>避難指示</u>	町長	災害対策基本法第 60 条	災害全般	[略]			<u>指定避難所</u> の開設、受入れ	町長		
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																														
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	町長		災害全般																																														
<u>避難勧告</u>	町長	災害対策基本法第 60 条	災害全般																																														
<u>避難指示 (緊急)</u>	町長	災害対策基本法第 60 条	災害全般																																														
	[略]																																																
<u>避難所</u> の開設、受入れ	町長																																																
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																														
<u>高齢者等避難</u>	町長		災害全般																																														
[削除]																																																	
<u>避難指示</u>	町長	災害対策基本法第 60 条	災害全般																																														
	[略]																																																
<u>指定避難所</u> の開設、受入れ	町長																																																

節	節名	旧 (平成31年度修正)	新 (令和4年度修正)																																
12	避難受入れ及び情報提供活動	<p>イ 「避難勧告」 その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。</p> <p>ウ 「避難指示 (緊急)」 被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。</p> <p>(3) 避難勧告等の区分 町は、別に定める「避難勧告等の判断基準及び伝達マニュアル」(資料1-7参照)に基づき、避難勧告等を発表する。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の2階以上の場所への退避等の確保措置をとるよう、住民等に対し指示する。なお、災害の危険性が高まり、避難勧告等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。 避難勧告等の区分は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>実施時の状況</th> <th>住民に求められる行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始 (避難行動要支援者避難情報)</td> <td>・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</td> <td>・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、近くの避難場所、又は町等から指示のあった場所への避難行動を開始 (避難支援者は、支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>・通常の避難行動ができる者が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> <td>・通常の避難行動ができる者は、近くの避難場所、又は町等から指示のあった場所への避難行動を開始</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急)</td> <td>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</td> <td>・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・いまだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合でも生命を守る行動をとる</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	実施時の状況	住民に求められる行動	避難準備・高齢者等避難開始 (避難行動要支援者避難情報)	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、近くの避難場所、又は町等から指示のあった場所への避難行動を開始 (避難支援者は、支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、近くの避難場所、又は町等から指示のあった場所への避難行動を開始	避難指示 (緊急)	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・いまだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合でも生命を守る行動をとる	<p>イ 「避難指示」 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難させるため立ち退きを指示することをいう。</p> <p>(3) 避難指示等の区分 町は、別に定める「避難指示等の判断基準及び伝達マニュアル」(資料1-7参照)に基づき、避難指示等を発令する。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の2階以上の場所への退避等の確保措置をとるよう、住民等に対し指示する。なお、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。 警戒レベル及び避難指示等の区分は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>避難・防災気象情報</th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td>早期注意情報 【気象庁が発表】</td> <td>○警報級の現象が起こる可能性がある状況</td> <td>●防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>洪水・大雨注意報等 【気象庁が発表】</td> <td>○災害の発生する可能性がある状況</td> <td>●ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>高齢者等避難</td> <td>○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況</td> <td>●要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始 (避難支援者は支援行動を開始) ●上記以外の者は、避難準備開始</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>避難指示</td> <td>○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害</td> <td>●通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	避難・防災気象情報	発令時の状況	住民に求める行動	警戒レベル1	早期注意情報 【気象庁が発表】	○警報級の現象が起こる可能性がある状況	●防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	警戒レベル2	洪水・大雨注意報等 【気象庁が発表】	○災害の発生する可能性がある状況	●ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	警戒レベル3	高齢者等避難	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	●要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始 (避難支援者は支援行動を開始) ●上記以外の者は、避難準備開始	警戒レベル4	避難指示	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害	●通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始
区 分	実施時の状況	住民に求められる行動																																	
避難準備・高齢者等避難開始 (避難行動要支援者避難情報)	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、近くの避難場所、又は町等から指示のあった場所への避難行動を開始 (避難支援者は、支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始																																	
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、近くの避難場所、又は町等から指示のあった場所への避難行動を開始																																	
避難指示 (緊急)	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・いまだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合でも生命を守る行動をとる																																	
警戒レベル	避難・防災気象情報	発令時の状況	住民に求める行動																																
警戒レベル1	早期注意情報 【気象庁が発表】	○警報級の現象が起こる可能性がある状況	●防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。																																
警戒レベル2	洪水・大雨注意報等 【気象庁が発表】	○災害の発生する可能性がある状況	●ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。																																
警戒レベル3	高齢者等避難	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	●要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始 (避難支援者は支援行動を開始) ●上記以外の者は、避難準備開始																																
警戒レベル4	避難指示	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害	●通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始																																

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)											
12	避難受入れ及び情報提供活動	<table border="1" data-bbox="327 209 1223 240"> <tr> <td data-bbox="327 209 510 240"></td> <td data-bbox="510 209 860 240">・人的被害の発生した状況</td> <td data-bbox="860 209 1223 240"></td> </tr> </table> <p data-bbox="327 432 1223 552">※ 避難行動要支援者に対する避難勧告等について 災害の状況等により、住民の避難行動が夜間に及ぶ可能性がある場合には、特に在宅の避難行動要支援者に対する<u>避難勧告等の発令時期を前倒し</u>で行うこととし、日没前に避難が完了できるようにする。</p> <p data-bbox="327 560 1223 584">(4) 関係機関相互の通知及び連絡</p> <p data-bbox="327 592 1223 616">ア <u>避難勧告</u>等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。</p> <p data-bbox="327 624 1223 647">〔図略〕</p> <p data-bbox="327 655 1223 711">(ア) 町長は、<u>避難勧告</u>等を行ったとき又は他の実施責任者が避難指示（緊急）をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を長野地域振興局長を通じて知事に報告する。</p> <p data-bbox="327 719 1223 743">(イ) 警察官が<u>避難指示（緊急）</u>をしたときは、直ちにその旨を町長に通知する。</p> <p data-bbox="327 751 1223 807">(ウ) 水防管理者（町長）が<u>避難指示（緊急）</u>をしたときは、その旨を長野中央警察署長に通知する。</p> <p data-bbox="327 815 1223 871">(エ) 知事又はその命を受けた職員が<u>避難指示（緊急）</u>をしたときは、直ちにその旨を長野中央警察署長に通知しなければならない。</p> <p data-bbox="327 879 1223 903">イ <u>避難勧告</u>等を行ったときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力する。</p> <p data-bbox="327 911 1223 935">(5) <u>避難勧告</u>等の内容</p> <p data-bbox="327 943 1223 967"><u>避難勧告</u>等を行うに際して、次の事項を明確にする。</p> <p data-bbox="327 975 1223 999">ア～コ 〔略〕</p> <p data-bbox="327 1007 1223 1031">(6) 住民への周知</p> <p data-bbox="327 1038 1223 1118">ア <u>避難勧告</u>等を行ったときは、速やかにその内容を防災行政無線、広報車、メール配信サービス、緊急速報メール、ホームページ、ソーシャルメディア等のあらゆる広報手段を通じ、又は、直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。</p> <p data-bbox="327 1126 1223 1182">特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。</p> <p data-bbox="327 1190 1223 1214">イ～エ 〔略〕</p>		・人的被害の発生した状況		<table border="1" data-bbox="1245 209 2141 368"> <tr> <td data-bbox="1245 209 1384 272"></td> <td data-bbox="1384 209 1603 272"></td> <td data-bbox="1603 209 1854 272">の発生する可能性が明らかに高まった状況</td> <td data-bbox="1854 209 2141 272"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1245 272 1384 368">警戒レベル 5</td> <td data-bbox="1384 272 1603 368">緊急安全確保</td> <td data-bbox="1603 272 1854 368">○災害が発生した状況</td> <td data-bbox="1854 272 2141 368">●すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。</td> </tr> </table> <p data-bbox="1245 376 2141 400">※ 避難行動要支援者に対する<u>高齢者等避難</u>について</p> <p data-bbox="1245 408 2141 496">災害の状況等により、住民の避難行動が夜間に及ぶ可能性がある場合には、特に在宅の避難行動要支援者に対する<u>高齢者等避難の伝達時期を前倒し</u>で行うこととし、日没前に避難が完了できるようにする。</p> <p data-bbox="1245 504 2141 528">(4) 関係機関相互の通知及び連絡</p> <p data-bbox="1245 536 2141 560">ア <u>避難指示</u>等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。</p> <p data-bbox="1245 568 2141 592">〔図略〕</p> <p data-bbox="1245 600 2141 655">(ア) 町長は、<u>避難指示</u>等を行ったとき又は他の実施責任者が避難指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を長野地域振興局長を通じて知事に報告する。</p> <p data-bbox="1245 663 2141 687">(イ) 警察官が<u>避難指示</u>をしたときは、直ちにその旨を町長に通知する。</p> <p data-bbox="1245 695 2141 751">(ウ) 水防管理者（町長）が<u>避難指示</u>をしたときは、その旨を長野中央警察署長に通知する。</p> <p data-bbox="1245 759 2141 815">(エ) 知事又はその命を受けた職員が<u>避難指示</u>をしたときは、直ちにその旨を長野中央警察署長に通知しなければならない。</p> <p data-bbox="1245 823 2141 847">イ <u>避難指示</u>等を行ったときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力する。</p> <p data-bbox="1245 855 2141 879">(5) <u>避難指示</u>等の内容</p> <p data-bbox="1245 887 2141 911"><u>避難指示</u>等を行うに際して、次の事項を明確にする。</p> <p data-bbox="1245 919 2141 943">ア～コ 〔略〕</p> <p data-bbox="1245 951 2141 975">(6) 住民への周知</p> <p data-bbox="1245 983 2141 1062">ア <u>避難指示</u>等を行ったときは、速やかにその内容を防災行政無線、広報車、メール配信サービス、緊急速報メール、ホームページ、ソーシャルメディア等のあらゆる広報手段を通じ、又は、直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。</p> <p data-bbox="1245 1070 2141 1126">特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。</p> <p data-bbox="1245 1134 2141 1158">イ～エ 〔略〕</p>			の発生する可能性が明らかに高まった状況		警戒レベル 5	緊急安全確保	○災害が発生した状況	●すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。
	・人的被害の発生した状況													
		の発生する可能性が明らかに高まった状況												
警戒レベル 5	緊急安全確保	○災害が発生した状況	●すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。											

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
12	避難受入れ及び情報提供活動	<p>オ 町職員をはじめ、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線(個別受信機を含む)、Lアラート(災害情報共有システム)、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。</p> <p>カ 避難勧告等をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、ケーブルテレビ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。</p> <p>(7) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援</p> <p>町は、避難勧告等を発表したときには、直ちに民生・児童委員、区長、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。</p> <p>(8) 町有施設における避難活動</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 避難勧告等は、速やかに内容を庁内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 避難誘導活動</p> <p>避難勧告等を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>〔住 民〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 非常持出し品</p> <p>非常持出し品は、食料(3日分、推奨1週間分程度)、医薬品、懐中電灯、携帯用ラジオ、ロープ(1mぐらい)、マッチ、ビニール袋、雨具等を家族構成にあわせて用意し、リュックなどにひとまとめにして、取り出しやすいところに保管しておくものとする。</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>町は、次により避難所の開設・運営を行う。</p>	<p>オ 町職員をはじめ、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線(戸別受信機を含む)、Lアラート(災害情報共有システム)、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。</p> <p>カ 避難指示等をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、ケーブルテレビ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。</p> <p>(7) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援</p> <p>町は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、区長、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。</p> <p>(8) 町有施設における避難活動</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 避難指示等は、速やかに内容を庁内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 避難誘導活動</p> <p>避難指示等を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>〔住 民〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 非常持出し品</p> <p>非常持出し品は、食料(3日分、推奨1週間分程度)、医薬品、懐中電灯、携帯用ラジオ、ロープ(1mぐらい)、マッチ、ビニール袋、雨具等を家族構成にあわせて用意し、リュックなどにひとまとめにして、取り出しやすいところに保管しておく。</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>町は収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。</p> <p>その際、衛生、食事、睡眠(T:トイレ(衛生)、K:キッチン(食事)、B:ベッド等(睡眠))に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講ずる。</p> <p>町は、次により避難所の開設・運営を行う。</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
12	避難受入れ及び情報提供活動	<p>(1) <u>災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者が避難しなければならない者を、一時的に受け入れて保護するため、避難所を開設する (資料 6-2 参照)。</u></p> <p>(2) 避難所を開設したときは、町長はその旨を公示し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。 また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。</p> <p>(3) <u>町は、要配慮者に配慮し、必要に応じて福祉避難所を設置する。また、災害の状況により避難所が使用不能となったとき又は受入れ定数を超えたときは、被災地以外にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館等の宿泊施設を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</u></p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p> <p>(6) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(7) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず<u>食事のみ</u>受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。</p> <p>(8) 〔略〕</p> <p>(9) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。さらに、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p>	<p>(1) 災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者が避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>(2) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</p> <p>(3) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>(4) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。</p> <p>(5) 避難所を開設したときは、町長はその旨を公示し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。 また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。</p> <p>(6)・(7) 〔略〕</p> <p>(8) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p> <p>(9) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず<u>食料や水等</u>を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努める。</p> <p>(10) 〔略〕</p> <p>(11) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。さらに、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。</p> <p>(12) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置をとるよう努める。</p> <p>(13) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による</p>
12	避難受入れ及び情報提供活動	<p>(10) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における</p>	<p>(12) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置をとるよう努める。</p> <p>(13) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
		<p>安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>避難場所の運営</u>に努める。</p> <p>(11) 災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、<u>旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</u></p> <p>(12) <u>避難所への受入れ及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。</u></p> <p>ア～オ 〔略〕</p> <p>(13)～(16) 〔略〕</p> <p>(17) <u>ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。</u></p> <p>〔関係機関〕 〔略〕</p> <p>5 広域的な避難を要する場合の活動</p> <p>(1) <u>町は、被害が甚大で町域を越えた広域の避難・受入れが必要と判断される場合には、県に支援を要請する。</u></p> <p>(2) <u>町は、被災者が町外に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。</u></p> <p>(3) <u>(2)の場合にあっては、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。</u></p> <p>(4) <u>町が避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに、必要な災害救助を実施する。</u></p> <p>(5) <u>町は、町外に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。</u></p>	<p>避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>避難所の運営管理</u>に努める。</p> <p>(14) <u>指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p>(15) 災害の規模、避難者の受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、<u>ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。</u></p> <p>(16) <u>避難所への受入れ及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。</u></p> <p>ア～オ 〔略〕</p> <p>(17)～(20) 〔略〕</p> <p>(21) <u>避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。</u></p> <p>(22) <u>指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れる。</u></p> <p>(23) <u>必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u></p> <p>〔関係機関〕 〔略〕</p> <p>5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動</p> <p>(1) <u>広域避難の対応</u></p> <p>ア 協議</p> <p><u>災害の予測規模、避難者数にかんがみ、町域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要するとき、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村</u></p>
12	避難受入れ及び情報提供活動	<p>(5) <u>町は、町外に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。</u></p>	<p>に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</p> <p>イ 実施</p> <p><u>あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。</u></p> <p>ウ 避難者への情報提供</p> <p><u>避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。</u></p> <p>(2) <u>広域一時滞在の対応</u></p> <p>ア 協議</p> <p><u>町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、町域外への</u></p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
		<p>〔住 民〕 〔略〕 6 〔略〕 7 被災者等への的確な情報提供</p> <p>(1) 町は、県と連携して、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、住宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。</p>	<p>広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</p> <p>イ 広域的避難収容活動の実施 政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。</p> <p>〔住 民〕 〔略〕 6 〔略〕 7 被災者等への的確な情報提供</p> <p>(1) 町は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。</p> <p>(2) 町自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申し出の呼びかけ等により、把握に努める。</p> <p>(3) 町は、県と連携して、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。</p>
12	避難受入れ及び情報提供活動	<p>(2) 町は、県と連携して、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p>(3) 町は、県と連携し、要配慮者、住宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(4) 町は、県と連携し、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関とも協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</p>	<p>(4) 町は、県と連携して、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
14	食料品等の調達供給活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 応援要請</p> <p>災害により、備蓄倉庫が被災し食料が供給できない場合及び計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。</p> <p>ア 「長野県市町村災害時相互応援協定書」(資料4-2参照)に基づく長野県内市町村に対する要請</p> <p>イ 「災害時における応急生活物資供給等に関する協定書」(資料4-4参照)に基づく生活協同組合コープながのに対する要請</p> <p>ウ 長野地域振興局長経由での県に対する要請</p> <p>2 食料品等の供給</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <div data-bbox="331 630 996 949" style="text-align: center;"> <p>食料の調達供給体制</p> <pre> graph TD A[被災者] -- 供給 --> B[飯綱町] C[市町村の備蓄食料] -- 供給 --> B D[近隣市町村] -- 要請 --> B E[飯綱町] -- 供給 --> D F[県の備蓄食料] -- 供給 --> B G[飯綱町] -- 要請 --> H[長野地域振興局] I[他の地域振興局] -- 供給 --> B J[長野地域振興局] -- 報告 --> K[県] L[農林水産省・他県・関係業界団体等] -- 供給 --> B M[県] -- 依頼 --> I N[県] -- 協定等に基づく要請 --> L O[飯綱町] -. 緊急要請 .-> L </pre> <p>----- は、農林水産省等に対する緊急要請</p> </div> <p>[住 民] [略]</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 応援要請</p> <p>町は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。</p> <p>2 食料品等の供給</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>[削除]</p> <p>[住 民] [略]</p>

節	節名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
14	食料品等の調達供給活動	〔追加〕	<p>食料品・生活必需品の県への調達要請フロー</p> <p>調達の流れ</p> <pre> graph TD A[避難所] --> B[市町村役場] B --> C[県物資調整班 026-269-0763 026-235-7948] C --> D[業者等] D --> E[県広域防災拠点] E --> F[市町村広域 防災拠点] subgraph "県地方部 (地域振興局)" G[システム入力・ 調達調整を支援] end B --> G G --> C subgraph "調達順位" H["①市町村の備蓄から調達 ②市町村の協定業者から調達 ③県・他市町村に要請"] end subgraph "調達順位" I["①県の備蓄から調達 ②市町村の備蓄物資から調達 ③県の協定業者から調達"] end </pre> <p>避難所 [物資調達システム]-[物資の要請]から必要品目を入力</p> <p>市町村役場 [物資調達システム]-[配分計画]から全避難所分集計</p> <p>調達順位 ①市町村の備蓄から調達 ②市町村の協定業者から調達 ③県・他市町村に要請</p> <p>県地方部 (地域振興局) システム入力・調達調整を支援</p> <p>0日 (OH) 県物資調整班 (026-269-0763) 026-235-7948 [物資調達システム]-[配分計画]から1日2回集計 1回目: AM12時集計→同日午後業者等発注 2回目: PM18時集計→翌日AM業者発注</p> <p>調達順位 ①県の備蓄から調達 ②市町村の備蓄物資から調達 ③県の協定業者から調達</p> <p>0.5日 (12H) 業者等 調達・製造・輸送</p> <p>1~2日 (24~48H) 県広域防災拠点 市町村ごとに仕分け</p> <p>2~3日 (48~72H) 市町村広域防災拠点</p>

節	節 名	旧 (平成31年度修正)	新 (令和4年度修正)
16	生活必需品の 調達供給活動	<p>第1 基本方針</p> <p>住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生した場合、一部では避難生活の長期化が予想される。特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、町は、<u>迅速</u>に生活必需品を調達し、被災者に供給する。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には<u>扇風機等</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 生活必需品の供給</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 物資の保管、仕分け及び配給</p> <p>ア 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所（資料5-1参照）に集積し、<u>関係区</u>及び日赤奉仕団等の協力を得て仕分けする。</p> <p>イ [略]</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生した場合、一部では避難生活の長期化が予想される。特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、町は、<u>迅速かつ効率的</u>に生活必需品を調達し、被災者に供給する。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ</u>、夏季には<u>冷房器具</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 生活必需品の供給</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 物資の保管、仕分け及び配給</p> <p>ア 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所（資料5-1参照）に集積し、<u>関係機関、NPO・ボランティア</u>及び日赤奉仕団等の協力を得て仕分けする。</p> <p>イ [略]</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
17	保健衛生、感染症予防活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(1) 町は、被災者の避難状況を把握し、長野保健福祉事務所（長野保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告する。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>(4) 町は、被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、<u>集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。</u></p> <p>〔関係機関〕・〔住民〕 〔略〕</p> <p>2 感染症予防対策活動</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 町は、災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（<u>含点検</u>）、機材、薬剤等の確保を図る。</p> <p>消毒用薬剤及び資材等については、通常使用されるものの保管をするとともに、非常時に備えて、購入薬局等を把握しておく。</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p>(5) 町は、<u>災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。</u></p> <p>(6) 町は、<u>感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合、まん延防止のため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。</u></p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(1) 町は、被災者の避難状況を把握し、長野保健福祉事務所（長野保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに、<u>被災者台帳等に反映する。</u></p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>(4) 町は、被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、<u>給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。</u></p> <p>〔関係機関〕・〔住民〕 〔略〕</p> <p>2 感染症予防対策活動</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 町は、災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（<u>点検を含む。</u>）、機材、薬剤等の確保を図る。</p> <p>消毒用薬剤及び資材等については、通常使用されるものの保管をするとともに、非常時に備えて、購入薬局等を把握しておく。</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p>(5) 町は、<u>災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。</u></p> <p>(6) 町は、被災地において<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。</u></p> <p><u>また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p><u>加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行う。</u></p> <p>〔以下略〕</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
22	上水道施設応急活動	<p>第 1 基本方針</p> <p>大規模災害等により、長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、町は、<u>応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、水道施設の計画的な復旧作業を行い、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。</u></p> <p>なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。</p> <p>第 2 活動の内容</p> <p>1 応急対策要員の確保</p> <p>町は、<u>災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制を調整する。</u></p> <p>なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。</p> <p>2 応急対策用資機材の確保</p> <p>町は、<u>応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を確保する。</u></p> <p>なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する。</p> <p>3 応急措置</p> <p>町は、次により応急措置を行う。</p> <p>(1) <u>災害発生に際しては、施設の防護に全力を挙げ、被災の範囲をできるだけ小さくする。</u></p> <p>(2) <u>施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。</u></p> <p>(3) <u>配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。</u></p> <p>(4) <u>施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒のち給水する。</u></p> <p>(5) <u>施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。</u></p> <p>(6) <u>施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力を挙げるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、住民への周知を徹底する。</u></p>	<p>第 1 基本方針</p> <p>大規模災害等により、長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、町は、<u>水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水の各施設の機能回復を早急に図る。</u></p> <p>また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るなど早期応急復旧のための手段を講ずる。</p> <p>第 2 主な活動</p> <p><u>応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。</u></p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 基本方針</p> <p>復旧作業については、指定給水装置工事事業者及び専門業者への委託により復旧工事を行う。</p> <p>なお、大規模な災害においては、長野県水道協議会へ応援要請し、早期の復旧を図る。</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) <u>水道施設の点検・操作、被害状況の把握を行う。</u></p> <p>(2) <u>応急活動内容及び復旧計画の策定を行う。</u></p> <p>(3) <u>復旧体制の確立を行う。</u></p> <p>(4) <u>被災の状況により長野県水道協議会へ応援要請を行う。</u></p> <p>(5) <u>住民に対し水道施設の被害状況及び復旧見込み、給水拠点の場所や応急給水の見込み等の飲料水の供給等に関する事項、水質に関する注意事項について積極的な広報活動を行う。</u></p> <p>(6) <u>指定給水装置工事事業者及び専門業者へ協力を依頼するとともに、工事の発注を行う。</u></p> <p>(7) <u>応急復旧活動については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での 2 者以上の工事については、工事現場が輻輳しないよう調整する。</u></p> <p>(8) <u>本復旧に時間を要する地区については、必要に応じて優先順位を定め、仮配管から配水を行う。</u></p> <p>(9) <u>停電により水道施設の機能維持が困難となった場合、予備電源への切替、燃料の調達、停電回復見込みの情報収集等により、施設の機能維持に努める。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。</u></p>

節	節名	旧（平成31年度修正）	新（令和4年度修正）
22	上水道施設応急活動	<p>(7) <u>水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。</u></p> <p>4 <u>広報活動</u> <u>発災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、町は、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。</u></p> <p>(1) <u>水道施設の被害状況及び復旧見込み</u> (2) <u>給水拠点の場所及び応急給水見込み</u> (3) <u>水質についての注意事項</u></p> <p>〔関係機関〕 <u>水道指定工事者（資料9－1参照）は、町が発注する工事に対し、積極的に対応する。</u></p>	<p>〔関係機関〕 <u>指定給水装置工事事業者（資料9－1参照）は、町が発注する工事に対し、積極的に対応する。</u></p>
24	通信・放送施設 応急活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 電信電話施設の応急活動 町は、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDD I (株)、ソフトバンク(株)と連携し、各社が実施する電信電話施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に無料特設公衆電話、無料公衆無線LAN (Wi-Fi) が設置された場合や、携帯電話、携帯電話用充電器 (マルチチャージャ)、衛星携帯電話等の貸出し、災害用伝言ダイヤル「171」及び携帯電話の災害用伝言板等のシステム提供が実施された場合には、住民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。 〔東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDD I (株)及びソフトバンク(株)〕</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 電信電話施設の応急活動 町は、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDD I (株)、ソフトバンク(株)及び<u>楽天グループ(株)</u>と連携し、各社が実施する電信電話施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に無料特設公衆電話、無料公衆無線LAN (Wi-Fi) が設置された場合や、携帯電話、携帯電話用充電器 (マルチチャージャ)、衛星携帯電話等の貸出し、災害用伝言ダイヤル「171」及び携帯電話の災害用伝言板等のシステム提供が実施された場合には、住民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。 〔東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDD I (株)、ソフトバンク(株)、<u>楽天グループ(株)</u>〕</p> <p>〔以下略〕</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
25	電気施設応急活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 応急復旧体制の確立 〔略〕 〔中部電力(株)〕 (1)～(3) 〔略〕</p> <p>2 迅速な応急復旧活動 〔略〕 〔中部電力(株)〕 (1) 県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性和被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保する<u>ものとする</u>。</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p> <p>3 二次災害防止 〔略〕 〔中部電力(株)〕 (1) 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努める<u>ものとする</u>。 ア～ウ 〔略〕 (2) 広報に当たっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、町の有線放送、防災無線を活用する等、地域住民に対する周知徹底に努める<u>ものとする</u>。</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 応急復旧体制の確立 〔略〕 〔中部電力パワーグリッド(株)〕 (1)～(3) 〔略〕</p> <p>2 迅速な応急復旧活動 〔略〕 〔中部電力パワーグリッド(株)〕 (1) 県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性和被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。<u>また、県が電源車等の配備先を決定した場合には、その配備に努める。</u></p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保する。</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p> <p>3 二次災害防止 〔略〕 〔中部電力パワーグリッド(株)〕 (1) 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努める。</p> <p>ア～ウ 〔略〕 (2) 広報に当たっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、町の有線放送、防災無線を活用する等、地域住民に対する周知徹底に努める。</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
26	鉄道施設応急活動	<p>第1 基本方針</p> <p>災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。</p> <p>このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく<u>ものとする。</u></p> <p>また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する<u>ものとする。</u></p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 鉄道施設の応急活動</p> <p>〔東日本旅客鉄道(株)〕</p> <p>(1) 旅客公衆等の避難</p> <p>災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。</p> <p>(2)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 災害復旧</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 災害復旧計画及び実施</p> <p>災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに、本復旧計画をたて、これを実施する<u>ものとする。</u>本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。</p>	<p><u>企画課</u></p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。</p> <p>このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく。</p> <p>また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。</p> <p><u>さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。</u></p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 鉄道施設の応急活動</p> <p>〔しなの鉄道(株)〕</p> <p>(1) 旅客公衆等の避難</p> <p>災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び<u>受入れ</u>の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。</p> <p>(2)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 災害復旧</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 災害復旧計画及び実施</p> <p>災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに、本復旧計画をたて、これを実施する。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。</p>

節	節 名	旧 (平成31年度修正)	新 (令和4年度修正)
27	災害広報活動	<p>第1 基本方針</p> <p>町は、誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。</p> <p>なお、活動に際しては、要配慮者に対して十分配慮するよう努める。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 住民等への的確な情報の伝達</p> <p>町は、県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、町から直接、住民に対する情報提供を行う手段として、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、町ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、ケーブルテレビ、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。</p> <p>[以下略]</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>町は、誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。</p> <p><u>また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、町長等から直接呼びかけを行う。</u></p> <p>なお、活動に際しては、要配慮者に対して十分配慮するよう努める。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 住民等への的確な情報の伝達</p> <p>町は、県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、町から直接、住民に対する情報提供を行う手段として、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、Lアラート（災害情報共有システム）、<u>緊急速報メール</u>、テレビ、ラジオ、町ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、ケーブルテレビ、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。</p> <p><u>また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、町長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努める。</u></p> <p>[以下略]</p>
28	土砂災害等応急活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 土砂災害防止体制の確立</p> <p>町は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、県河川砂防情報ステーションを活用しつつ被害の拡大防止対策に着手する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 大規模土砂災害対策</p> <p>(1) 町は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、国・県が実施する緊急調査に協力する。また、関係機関からの警戒避難情報を住民に提供し、<u>必要に応じて避難勧告、避難指示（緊急）等の措置を講ずる。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。</p> <p>5 地すべり等応急対策</p> <p>(1) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて<u>避難勧告等の処置を講じる。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 土砂災害防止体制の確立</p> <p>町は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、<u>気象庁キキクルや県河川砂防情報ステーション</u>を活用しつつ被害の拡大防止対策に着手する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 大規模土砂災害対策</p> <p>(1) 町は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、国・県が実施する緊急調査に協力する。また、関係機関からの警戒避難情報を住民に提供し、<u>適時適切に避難指示等の措置を講ずる。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 情報収集で得た航空写真・画像、<u>地図情報等</u>については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、<u>G I Sの活用等による情報提供に努める。</u></p> <p>5 地すべり等応急対策</p> <p>(1) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて<u>避難指示等の処置を講ずる。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p>
28	土砂災害等応急活動	<p>(4) 災害の危険性が高まり、避難勧告等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。</p>	<p>(4) 災害の危険性が高まり、<u>避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等</u>について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。</p>

節	節名	旧(平成31年度修正)	新(令和4年度修正)
29	建築物災害応急活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 建築物 (1)・(2) 〔略〕 (3) 町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を維持する<u>ものとする</u>。 〔建築物の所有者等〕 〔略〕</p> <p>2 文化財 (1)～(4) 〔略〕</p> <p>〔所有者〕 (1)～(3) 〔略〕</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 建築物 (1)・(2) 〔略〕 (3) 町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を維持する。 〔建築物の所有者等〕 〔略〕</p> <p>2 文化財 (1)～(4) 〔略〕 (5) <u>被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</u> 〔所有者〕 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や町教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</u></p>
30	道路及び橋梁応急活動	<p>第1 基本方針 町は、風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、<u>迂回道路</u>の選定、交通規制等の措置をとるとともに、<u>速やかな</u>路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。</p> <p>道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 交通の確保 (1)・(2) 〔略〕 (3) 町は、道路利用者に対しては、的確に災害の状況、交通規制、<u>迂回道路</u>等の情報提供を行う。</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>第1 基本方針 町は、風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、<u>迂回道路</u>の選定、交通規制等の措置をとるとともに、<u>ライフライン</u>の復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のために、<u>速やかに</u>路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。</p> <p>道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 交通の確保 (1)・(2) 〔略〕 (3) 町は、道路利用者に対しては、的確に災害の状況、交通規制、<u>迂回道路</u>等の情報提供を行う。</p> <p>3 〔略〕</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
32	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 構造物に係る二次災害防止対策 町域内の道路及び橋梁の被害について、町は、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。 具体的な対策については、本章第 30 節「道路及び橋梁応急活動」を参照のこと。</p> <p>2 危険物施設等に係る二次災害防止対策 (1) 危険物関係 ア・イ [略] ウ 災害発生時等における連絡 危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。 エ [略] (2)・(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 風倒木対策 豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる必要がある。 町は、緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。</p> <p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 (1) 県が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。 (2) [略]</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 構造物に係る二次災害防止対策 (1) 町域内の道路及び橋梁の被害について、町は、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。 具体的な対策については、本章第 30 節「道路及び橋梁応急活動」を参照のこと。 (2) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。</p> <p>2 危険物施設等に係る二次災害防止対策 (1) 危険物関係 ア・イ [略] ウ 災害時における連絡 危険物施設において災害時における適切な応急措置を実施するとともに、災害時の連絡体制を確立する。 エ [略] (2)・(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 風倒木対策 豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる必要がある。 町は、緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。</p> <p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 (1) 県が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。 (2) [略]</p>
33	ため池災害応急活動	<p>建設水道課</p> <p>第1 基本方針 洪水に伴うため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認められた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 ため池災害応急対策 ため池が決壊した場合、若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施する。 (1)・(2) [略]</p>	<p>産業観光課</p> <p>第1 基本方針 洪水に伴う農業用ため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認められた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 ため池災害応急対策 ため池が決壊した場合又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施する。 (1)・(2) [略]</p>
33	ため池災害応急活動	<p>(3) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。 〔関係機関〕 (1) 管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに町へ報告する。 (2) 災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水</p>	<p>(3) 被害を拡大させないよう、早急に応急工事を実施する。 〔関係機関〕 (1) ため池管理者は、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民が迅速に避難できるよう、速やかに町へ報告する。 (2) ため池管理者は、堤体に亀裂等が確認され、決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水</p>

節	節名	旧（平成31年度修正）	新（令和4年度修正）
		施設を操作し貯留水を放流する。 (3) 町が実施する応急対策について協力する。	水施設を操作し、貯留水を放流する。 (3) <u>ため池管理者は、</u> 町が実施する応急対策に協力する。
34	農林水産物災害応急活動	第2 活動の内容 1 農水産物災害応急対策 (1) 農業改良普及センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を <u>長野地域振興局</u> に報告する。 〔以下略〕	第2 活動の内容 1 農水産物災害応急対策 (1) 農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を <u>農業農村支援センター</u> に報告する。 〔以下略〕
35	文教活動	第1 基本方針 小学校、中学校及び保育園（以下この節において「学校等」という。）は、多くの園児、児童及び生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を受け入れる施設であり、 <u>災害発生時</u> においては、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 〔略〕 第2 活動の内容 1 児童生徒等に対する避難誘導 学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動をする。 (1) 児童生徒等が登校する前の措置 台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒等に周知するとともに、 <u>町教育委員会（以下「町教委」という。）</u> にその旨連絡する。 (2) 児童生徒等が在校中の場合の措置 ア 〔略〕 イ 町長等から <u>避難の勧告又は指示</u> があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。 ウ 〔略〕 (3) 〔略〕	第1 基本方針 小学校、中学校及び保育園（以下この節において「学校等」という。）は、多くの園児、児童及び生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を受け入れる施設であり、 <u>災害時</u> においては、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 〔略〕 第2 活動の内容 1 児童生徒等に対する避難誘導 学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（ <u>土砂災害警戒区域内に立地する施設にあつては避難確保計画</u> ）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動をする。 (1) 児童生徒等が登校する前の措置 台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、 <u>町教育委員会（以下「町教委」という。）の指示により</u> 休業の措置をとるものとし、児童生徒等に周知する。 (2) 児童生徒等が在校中の場合の措置 ア 〔略〕 イ 町長等から <u>避難指示</u> があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。 ウ 〔略〕 (3) 〔略〕

節	節名	旧（平成31年度修正）	新（令和4年度修正）
35	文教活動	<p>2 応急教育計画</p> <p>(1) 県教委の指導及び支援を得て、町教委は、災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意して、<u>災害発生時</u>の対応、応急教育に関する対策を講ずる。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 教育活動</p> <p>(ア) 災害の状況に応じ、町教委と連絡の上、<u>臨時休校</u>等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。</p> <p>(イ)～(エ) [略]</p> <p>エ～カ [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 保育園における措置</p> <p>(1) 臨時休園等</p> <p>ア <u>町</u>は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、臨時休園、早退等の措置を保育園長に指示する。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(2) 避難誘導</p> <p>ア <u>町</u>は、保育園長に園児の避難の指示、避難先の指示を行う。</p> <p>[以下略]</p>	<p>2 応急教育計画</p> <p>(1) 県教委の指導及び支援を得て、町教委は、災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意して、<u>災害時</u>の対応、応急教育に関する対策を講ずる。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 教育活動</p> <p>(ア) 災害の状況に応じ、町教委と連絡の上、<u>臨時休業</u>等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。</p> <p>(イ)～(エ) [略]</p> <p>エ～カ [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 保育園における措置</p> <p>(1) 臨時休園等</p> <p>ア <u>町教委</u>は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、臨時休園、早退等の措置を保育園長に指示する。</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(2) 避難誘導</p> <p>ア <u>町教委</u>は、保育園長に園児の避難の指示、避難先の指示を行う。</p> <p>[以下略]</p>
36	飼養動物の保護対策	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 飼い主が実施する対策</p> <p>(1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、<u>災害発生時</u>においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。</p> <p>(2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の<u>まんえん</u>防止の観点から、避難所のルールに従い、適正な飼養を行う。</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 飼い主が実施する対策</p> <p>(1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、<u>災害時</u>においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。</p> <p>(2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の<u>まん延</u>防止の観点から、避難所のルールに従い、適正な飼養を行う。</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
37	ボランティアの受入れ体制	<p>第 1 基本方針</p> <p><u>災害時においては、大量かつ広範なボランティア・ニーズが発生し、それに迅速的確に</u> <u>対応することが求められる。</u></p> <p><u>町は、事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集ま</u> <u>る未登録のボランティア、NPO・NGO、企業等についても窓口を設置し、適切な受入</u> <u>れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。</u></p> <p>第 2 活動の内容</p> <p>1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(1) 町は、社会福祉協議会と協議し、被災地におけるボランティア・ニーズの把握に努 めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボラン ティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体 像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の 生活環境について配慮する。</p> <p>(4) 町は、ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部に報告する。</p> <p>〔社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体〕 町及び県の支援のもとに、社会福祉協議会等ボランティア関係団体は、災害ボラン ティアセンターを設置し、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調 整、活動、相談指導等を行う。 【広域的災害ボランティア支援団体のネットワーク】</p> <p>(1) 被災者のニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 必要に応じて被災者支援に関する支援策の提言などを行う。 【その他NPO・NGO等】 〔略〕</p>	<p>第 1 基本方針</p> <p><u>被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するた</u> <u>め、被災地内外からボランティアを受け入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ</u> <u>効果的な支援に結びつけることが求められる。</u></p> <p><u>そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成</u> <u>し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の</u> <u>確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努める。</u></p> <p>第 2 活動の内容</p> <p>1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(1) 町は、社会福祉協議会と協議し、被災地における被災者のボランティアニーズの把 握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中 間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者 のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボラン ティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これら の取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動 環境の整備を図る。</p> <p>(4) 町は、ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部に報告するとと もに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、 支援の質の向上に努める。</p> <p>(5) 都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活 動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害 ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法 の国庫負担の対象とすることができる。</p> <p>〔社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体〕 町及び県の災害対策本部との連携のもとに、社会福祉協議会等ボランティア関係団体 は、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入れを行うとともに、ボラン ティアの需給調整、相談指導等を行う。 【広域的災害ボランティア支援団体のネットワーク (特定非営利活動法人全国災害ボラン ティア支援団体ネットワーク (JVOAD)、長野県災害時支援ネットワーク (N-NET) など)】</p> <p>(1) 被災者のボランティアニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努め る。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 必要に応じて県や市町村等に対して被災者支援に関する支援策の提言などを行う。 【その他NPO・NGO等】 〔略〕</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
37	ボランティアの受入れ体制	<p>2 ボランティア活動拠点の提供支援</p> <p>町は、災害対策本部にボランティア担当班を設置するとともに、ボランティアが自由に使用できるスペース（活動拠点）を確保する。また、必要に応じ、物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。</p> <p>〔社会福祉協議会〕</p> <p>(1) 県社会福祉協議会は、災害救援ボランティア活動の連絡調整を行う拠点として災害救援ボランティア本部を設置し、情報の収集・提供を行うとともに、行政等関係機関との連絡調整を行う。また、必要に応じ、災害ボランティアセンターの行うボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣の支援を行うとともに、活動に必要な機材・物資の調達等の支援を行う。</p> <p>(2) 町社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア・ニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。</p> <p>(3) 被災市町村広域圏内の市町村社会福祉協議会は、福祉救援現地本部の活動を支援する前線拠点として福祉救援広域本部を設置し、ボランティアの登録、コーディネーターの派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。</p> <p>〔日本赤十字社長野県支部〕</p> <p>町及び県の災害対策本部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、ボランティア・ニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。</p>	<p>2 ボランティア活動拠点の提供支援</p> <p>(1) 町及び県は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに、社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援する。</p> <p>〔社会福祉協議会〕</p> <p>(1) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援する。</p> <p>また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行う。</p> <p>(2) 町社会福祉協議会は、町と協議の上、災害ボランティアセンターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行う。</p> <p>(3) 被災市町村広域圏内の市町村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、市町村センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入れ、資機材の調達等の必要な支援を行う。</p> <p>〔日本赤十字社長野県支部〕</p> <p>町及び県との連携のもとに赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
38	義援物資及び義援金の受入れ体制	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 義援物資及び義援金の募集等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 義援金</p> <p>ア 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。</p> <p>イ 県が実施する義援金は、次の区分によるものとする。</p> <p>(ア) 委員会に寄託し配分する義援金</p> <p>(イ) 被災地へ直接送金する義援金 (被災地が特定される場合)</p> <p>2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 義援金</p> <p>県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関による災害義援金募集 (配分) 委員会より寄託された義援金を引き継ぎ、町は、災害義援金配分委員会を設置し、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、適正に配分するものとする。</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 義援物資及び義援金の募集等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 義援金</p> <p>県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行う。</p> <p>2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 義援金</p> <p>県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関による災害義援金募集 (配分) 委員会より寄託された義援金を引き継ぎ、町は、災害義援金配分委員会を設置し、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、適正に配分する。</p>
39	災害救助法の適用	<p>第1 基本方針</p> <p>町の被害が一定の基準以上かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。</p> <p>災害救助法による救助は、知事が行い、町長は知事を補助する。ただし、知事による救助にいとまがないときは町長が行う。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1・2 [略]</p> <p>[関係機関] (日本赤十字社長野県支部)</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 知事から委任された「医療及び助産活動」の業務の実施に努める。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>町の被害が一定の基準以上かつ応急的な復旧を必要とする場合 (被害のおそれがある場合を含む。) に、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。</p> <p>災害救助法による救助は、<u>県が実施する</u>。ただし町長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1・2 [略]</p> <p>[関係機関] (日本赤十字社長野県支部)</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 知事から委任された「医療及び助産活動」及び「避難所の設置」の業務の実施に努める。</p>
40	観光地の災害応急対策	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 町は、観光地での災害発生時の県、関係機関、関係団体との連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。</p> <p>(2) 町は、観光地での災害発生時には、本章第7節「救助・救急・医療活動」に基づき、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。</p> <p>[以下略]</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 町は、観光地での災害時の県、関係機関、関係団体との連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。</p> <p>(2) 町は、観光地での災害時には、本章第7節「救助・救急・医療活動」に基づき、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。</p> <p>[以下略]</p>

第2編 風水害対策編

第3章 災害復旧・復興計画

節	節 名	旧 (平成31年度修正)	新 (令和4年度修正)
2	迅速な原状復旧の進め方	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(1) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。特に、人命に関わる重要施設<u>に対しては</u>、早期に復旧できるよう体制等を強化する。</p> <p>(2)～(10) 〔略〕</p> <p>2 災害廃棄物処理</p> <p>(1) 発生した災害廃棄物の種類、性状(可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等)等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行う。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。</p> <p>また、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意する。</p> <p>ア～ウ 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>3 職員派遣</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、町のみでは人員の確保が困難となる場合がある。</p> <p>そのため、町は、他の市町村や県に対し、災害の規模に応じて職員の派遣要請等の必要な措置をとる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(1) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。特に、人命に関わる重要施設、<u>電気、通信等のライフライン施設については</u>、早期に復旧できるよう体制等を強化する。</p> <p>(2)～(10) 〔略〕</p> <p>2 災害廃棄物処理</p> <p>(1) 発生した災害廃棄物の種類、性状(可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等)等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行う。<u>加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</u>また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。</p> <p>また、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意する。</p> <p>ア～ウ 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>3 職員派遣</p> <p>災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、町のみでは人員の確保が困難となる場合がある。</p> <p>そのため、町は、他の市町村や県に対し、災害の規模に応じて職員の派遣要請等の必要な措置をとる。<u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
3	計画的な復興	<p>第 2 活動の内容</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>(1) 町は、復興に向けて整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な住宅地の形成を図る。その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。</p> <p>(2) 防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、二次的な土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。</p> <p>ア～ウ 〔略〕</p> <p>エ 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り、迅速かつ円滑に実施する。</p> <p>オ・カ 〔略〕</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。</p> <p>〔住 民〕</p> <p>再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を<u>努めるものとする。</u></p> <p>3 〔略〕</p>	<p>第 2 活動の内容</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 防災まちづくり</p> <p>(1) 町は、復興に向けて整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な住宅地の形成を図る。その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。</p> <p><u>また、地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容をとりまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努める。</u></p> <p>(2) 防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、二次的な土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。</p> <p>ア～ウ 〔略〕</p> <p>エ 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、<u>関係機関が緊密に連携し、可能な限り、迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的に実施する。</u></p> <p>オ・カ 〔略〕</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、<u>G I S の活用等による</u>情報提供に努める。</p> <p>〔住 民〕</p> <p>再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努める。</p> <p>3 〔略〕</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
5	被災者等の生活再建等の支援	<p>第 1 基本方針</p> <p>〔略〕</p> <p>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。</p> <p>第 2 活動の内容</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>3 被災者の労働対策</p> <p>〔関係機関〕</p> <p>(1) <u>公共職業安定所</u></p> <p>ア <u>職業あっせん</u></p> <p><u>公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業転換給付金制度の活用等の措置をとり、離職者の早期再就職へのあっせんを行う。</u></p> <p>イ <u>雇用保険法による求職者給付の支給の特例</u></p> <p><u>公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和 37 年法律第 150 号) が適用されたときは、同法第 25 条に定める措置を講じ、災害により事業所が休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者 (日雇労働被保険者を除く。) に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。</u></p> <p>(2) <u>長野労働局</u></p> <p>ア <u>労働災害発生状況を的確に把握し、業務上災害又は通勤災害に対する、迅速な労災保険給付を行う。</u></p> <p>イ <u>災害により企業経営が困難となった事業所のうち、労働者に対する賃金支払が不能となったものに対し、迅速な立替を行う。</u></p> <p>ウ <u>前記ア及びイの事項を円滑に処理するため、必要に応じて、「総合相談窓口」を開設する。</u></p> <p>4 〔略〕</p>	<p>第 1 基本方針</p> <p>〔略〕</p> <p>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。</p> <p><u>さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p> <p>第 2 活動の内容</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>3 被災者の労働対策</p> <p>〔長野労働局〕</p> <p>(1) <u>災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談の実施、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置をとり、離職者の早期再就職のあっせんを行う。</u></p> <p>(2) <u>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者 (日雇労働被保険者を除く。) に対し、同条の定めるところにより基本手当を支給する。</u></p> <p>(3) <u>労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合相談窓口を開設する。</u></p> <p>(4) <u>災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置をとる。</u></p> <p>(5) <u>労災保険給付にあたり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行う。</u></p> <p>4 〔略〕</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)	新 (令和 4 年度修正)
5	被災者等の生活再建等の支援	<p>5 被災者生活再建支援金の支給 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)(以下「支援法」という。)に基づき、<u>県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者生活再建支援金を支給する。(支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援基金部(以下「基金」という。)が行う。)</u> <u>町は、支援法第4条に基づき、基金から委託をされた場合は、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。</u> <u>また、被災者に対し、被災者生活再建支援制度の周知を行う。</u></p> <p>6 被災者に対する金融上の措置 (1)～(4) [略] (5) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の<u>り災</u>の状況に応じて猶予期間の延長措置を講ずること。</p> <p>7 [略]</p> <p>8 医療費負担の減免、保険税(料)の減免 町は、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料の減免、徴収猶予等の措置をとるとともに、関係団体への協力要請を行う。</p> <p>9 罹災証明書の交付 町は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、住家被害認定調査を実施し、遅滞なく罹災証明の交付を行う。</p> <p>10・11 [略]</p>	<p>5 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興 <u>(1) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。</u> <u>(2) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに長野地域振興局長へ報告する。</u> <u>(3) 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。</u> <u>(4) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度等の周知を行う。</u> <u>(5) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。</u> <u>(6) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。</u></p> <p>6 被災者に対する金融上の措置 (1)～(4) [略] (5) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の<u>罹災</u>の状況に応じて猶予期間の延長措置を講ずること。</p> <p>7 [略]</p> <p>8 医療費の一部負担金、保険税(料)の減免 町は、<u>国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料の減免、徴収猶予等の措置をとるとともに、関係団体への協力要請を行う。</u></p> <p>9 罹災証明書の交付 町は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、住家被害認定調査を実施し、遅滞なく罹災証明の交付を行う。 <u>また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。</u></p> <p>10・11 [略]</p>
6	被災中小企業等の復興	<p>第2 活動の内容 1 [略] 2 被災中小企業者に対する支援 町は、県により実施される支援策等について、周知・紹介を行い、被災中小企業の早期復旧に協力する。</p>	<p>第2 活動の内容 1 [略] 2 被災中小企業者に対する支援 町は、県により実施される支援策等について、周知・紹介を行い、被災中小企業の早期復旧に協力する。 <u>また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。</u></p>

第3編 震災対策編
第1章 災害予防計画

節	節 名	旧 (平成31年度修正)	新 (令和4年度修正)
1	地震に強いまちづくり	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(1) 地震に強い町構造の形成</p> <p>ア・イ 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。</p> <p>イ・ウ 〔略〕</p> <p>(4) 地質、地盤の安全確保</p> <p>ア・イ 〔略〕</p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>(6) 災害応急対策等への備え</p> <p>ア 次章以降に掲げる、震災が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための必要な資機材及び人員の配置などの備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ウ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</p> <p>エ 〔略〕</p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 地震に強いまちづくり</p> <p>(1) 地震に強い町構造の形成</p> <p>ア・イ 〔略〕</p> <p>ウ <u>立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。</u></p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。</p> <p>イ・ウ 〔略〕</p> <p>(4) 地質、地盤の安全確保</p> <p>ア・イ 〔略〕</p> <p>ウ <u>大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。</u></p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>(6) 災害応急対策等への備え</p> <p>ア 次章以降に掲げる、震災が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための必要な資機材及び人員の配置などの備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図り、<u>人的ネットワークの構築を図る。</u></p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ウ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。<u>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。</u></p> <p>エ 〔略〕</p> <p>オ <u>随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。</u></p> <p>カ <u>災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u></p> <p>キ <u>平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。</u></p>
1	地震に強いまちづくり		

節	節名	旧 (平成31年度修正)				新 (令和4年度修正)			
2 ～ 23		節	節名	風水害対策編参照ページ	各節の使用法	節	節名	風水害対策編参照ページ	各節の使用法
		第2節	情報の収集・連絡体制計画	53	〔略〕	第2節	情報の収集・連絡体制計画	58	〔略〕
		第3節	活動体制計画	55		第3節	活動体制計画	60	
		第4節	広域相互応援計画	57		第4節	広域相互応援計画	63	
		第5節	救助・救急・医療計画	61		第5節	救助・救急・医療計画	67	
		第6節	消防・水防活動計画	63		第6節	消防・水防活動計画	69	
		第7節	要配慮者支援計画	66		第7節	要配慮者支援計画	72	
		第8節	緊急輸送計画	81		第8節	緊急輸送計画	81	
		第9節	障害物の処理計画	83		第9節	障害物の処理計画	84	
		第10節	避難の受入活動計画	84		第10節	避難の受入活動計画	85	
		〔略〕		〔略〕		〔略〕			
		第23節	防災都市計画	112	第23節	防災都市計画	114		
		24	建築物災害予防計画	<p>第2 計画の内容</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4 文化財</p> <p>文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p>町内の指定文化財については、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分配慮する。</p> <p>各種文化財の防災を中心とした保護対策は、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>〔所有者〕</p> <p>所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。</p>				<p>第2 計画の内容</p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4 文化財</p> <p>文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p>町内の指定文化財については、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。</p> <p><u>また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。</u></p> <p>各種文化財の防災を中心とした保護対策は、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p><u>(3) 区域内の文化財の所在の把握に努める。</u></p> <p>〔所有者〕</p> <p><u>(1) 所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。</u></p> <p><u>(2) 建造物内にある文化財の把握に努める。</u></p>	

節	節名	旧 (平成31年度修正)			新 (令和4年度修正)				
25 ～ 27		節	節名	風水害対策編参照ページ	各節の使用方法	節	節名	風水害対策編参照ページ	各節の使用方法
		第25節	道路及び橋梁災害予防計画	114	〔略〕	第25節	道路及び橋梁災害予防計画	117	〔略〕
		第26節	河川施設等災害予防計画	116		第26節	河川施設等災害予防計画	119	
		第27節	ため池災害予防計画	127		第27節	ため池災害予防計画	127	
28	農林水産物災害予防計画	<p>第2 計画の内容</p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業改良普及センター等の協力を得て予防技術の周知徹底を図る。</p> <p>集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補強工事を推進する。</p> <p>(1) 町は、農業改良普及センター及び農協等と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。</p> <p>〔以下略〕</p>			<p>第2 計画の内容</p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業農村支援センター等の協力を得て予防技術の周知徹底を図る。</p> <p>集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補強工事を推進する。</p> <p>(1) 町は、農業農村支援センター及び農協等と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。</p> <p>〔以下略〕</p>				

第3編 震災対策編
第2章 災害応急計画

節	節 名	旧 (平成31年度修正)	新 (令和4年度修正)																		
2	災害情報の収集・連絡活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 気象庁・長野地方気象台が発表・伝達する地震情報</p> <p>(1) 緊急地震速報 (警報・予報)</p> <p>ア 緊急地震速報 (警報)</p> <p><u>最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。</u></p> <p>なお、地震に対する特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から町への通知、町から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 地震情報</p> <p>地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次次のような情報を発表する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データを基に、<u>1km</u>四方ごとに推計した震度 (震度4以上) を図情報として発表。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	[略]			推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度 (震度4以上) を図情報として発表。	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 気象庁・長野地方気象台が発表・伝達する地震情報</p> <p>(1) 緊急地震速報 (警報・予報)</p> <p>ア 緊急地震速報 (警報)</p> <p><u>最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが推定されたときに、震度4以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。</u></p> <p>なお、地震に対する特別警報は、震度6弱以上又は長周期地震動階級4以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から町への通知、町から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 地震情報</p> <p>地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次次のような情報を発表する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>・震度5弱以上</td> <td>観測した各地の震度データを基に、<u>250m</u>四方ごとに推計した震度 (震度4以上) を図情報として発表。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	[略]			推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度 (震度4以上) を図情報として発表。
地震情報の種類	発表基準	内 容																			
[略]																					
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、 <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度 (震度4以上) を図情報として発表。																			
地震情報の種類	発表基準	内 容																			
[略]																					
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、 <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度 (震度4以上) を図情報として発表。																			
28	建築物災害応急活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 文化財</p> <p><u>町教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。</u></p> <p>[所有者]</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>第2 活動の内容</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 文化財</p> <p>(1) <u>町教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導する。</u></p> <p>(2) <u>国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。</u></p> <p>(3) <u>被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</u></p> <p>[所有者]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や町教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</u></p>																		

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)				新 (令和 4 年度修正)			
29 ・ 30		節	節 名	風水害対策編参照ページ	各節の使用法	節	節 名	風水害対策編参照ページ	各節の使用法
	第29節	道路及び橋梁応急活動	332	〔略〕	第29節	道路及び橋梁応急活動	333	〔略〕	
	第30節	河川施設等応急活動	333		第30節	河川施設等応急活動	334		
31	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 建築物に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 町は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物について、立入禁止等の措置をとる。</p> <p>3 危険物施設等に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 危険物関係</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 災害発生時等における連絡 危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 町は、県が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。</p>				<p>第2 活動の内容</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 建築物に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 町は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や敷地について、立入禁止等の措置をとる。</p> <p>(3) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。</p> <p>3 危険物施設等に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 危険物関係</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 災害時における連絡 危険物施設において災害時における適切な応急措置を実施するとともに、災害時の連絡体制を確立する。</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 町は、県が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。</p>			
32		節	節 名	風水害対策編参照ページ	各節の使用法	節	節 名	風水害対策編参照ページ	各節の使用法
	第32節	ため池災害応急活動	336	〔略〕	第32節	ため池災害応急活動	337	〔略〕	
33	農林水産物災害応急活動	<p>第2 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(1) 町は、農業改良普及センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を長野地域振興局に報告する。</p> <p>(2) 町は、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農業改良普及センター、農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。 〔以下略〕</p>				<p>第2 活動の内容</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(1) 町は、農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告する。</p> <p>(2) 町は、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。 〔以下略〕</p>			

節	節名	旧 (平成31年度修正)	新 (令和4年度修正)																																								
34	文教活動	<p>第1 基本方針</p> <p>小学校、中学校及び保育園（以下この節において「学校等」という。）は、多くの園児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を受け入れる施設であり、<u>災害発生時</u>においては、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。</p> <p>このため、町及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び保育料、給食費の減免の措置を行う。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 応急教育計画</p> <p>(1) 町教育委員会は、県教委の指導及び支援を得て、災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意して、<u>災害発生時</u>の対応、応急教育に関する対策を講ずる。 [以下略]</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>小学校、中学校及び保育園（以下この節において「学校等」という。）は、多くの園児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を受け入れる施設であり、<u>災害時</u>においては、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。</p> <p>このため、町及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び保育料、給食費の減免の措置を行う。</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>1 [略]</p> <p>2 応急教育計画</p> <p>(1) 町教育委員会は、県教委の指導及び支援を得て、災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意して、<u>災害時</u>の対応、応急教育に関する対策を講ずる。 [以下略]</p>																																								
35 ～ 39		<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>節名</th> <th>風水害対策編参照ページ</th> <th>各節の使用法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第35節</td> <td>飼養動物の保護対策</td> <td>343</td> <td rowspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>第36節</td> <td>ボランティアの受入れ体制</td> <td>344</td> </tr> <tr> <td>第37節</td> <td>義援物資及び義援金の受入れ体制</td> <td>346</td> </tr> <tr> <td>第38節</td> <td>災害救助法の適用</td> <td>347</td> </tr> <tr> <td>第39節</td> <td>観光地の災害応急対策</td> <td>348</td> </tr> </tbody> </table>	節	節名	風水害対策編参照ページ	各節の使用法	第35節	飼養動物の保護対策	343	[略]	第36節	ボランティアの受入れ体制	344	第37節	義援物資及び義援金の受入れ体制	346	第38節	災害救助法の適用	347	第39節	観光地の災害応急対策	348	<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>節名</th> <th>風水害対策編参照ページ</th> <th>各節の使用法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第35節</td> <td>飼養動物の保護対策</td> <td>345</td> <td rowspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>第36節</td> <td>ボランティアの受入れ体制</td> <td>346</td> </tr> <tr> <td>第37節</td> <td>義援物資及び義援金の受入れ体制</td> <td>348</td> </tr> <tr> <td>第38節</td> <td>災害救助法の適用</td> <td>349</td> </tr> <tr> <td>第39節</td> <td>観光地の災害応急対策</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table>	節	節名	風水害対策編参照ページ	各節の使用法	第35節	飼養動物の保護対策	345	[略]	第36節	ボランティアの受入れ体制	346	第37節	義援物資及び義援金の受入れ体制	348	第38節	災害救助法の適用	349	第39節	観光地の災害応急対策	350
節	節名	風水害対策編参照ページ	各節の使用法																																								
第35節	飼養動物の保護対策	343	[略]																																								
第36節	ボランティアの受入れ体制	344																																									
第37節	義援物資及び義援金の受入れ体制	346																																									
第38節	災害救助法の適用	347																																									
第39節	観光地の災害応急対策	348																																									
節	節名	風水害対策編参照ページ	各節の使用法																																								
第35節	飼養動物の保護対策	345	[略]																																								
第36節	ボランティアの受入れ体制	346																																									
第37節	義援物資及び義援金の受入れ体制	348																																									
第38節	災害救助法の適用	349																																									
第39節	観光地の災害応急対策	350																																									

第4編 その他の災害対策編

節	節 名	旧 (平成31年度修正)	新 (令和4年度修正)
1	雪害対策	<p>第1 災害予防計画</p> <p>1 雪害に強いまちづくり</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>2 道路交通の確保計画</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>(5)・(6) 〔略〕</p> <p>3～10 〔略〕</p> <p>11 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p>	<p>第1 災害予防計画</p> <p>1 雪害に強いまちづくり</p> <p>(1) <u>大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪</u> (以下「集中的な大雪」という。) 時においても、<u>道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。</u></p> <p>(2)～(5) 〔略〕</p> <p>2 道路交通の確保計画</p> <p>(1) <u>集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、県、町及び高速道路事業者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。</u></p> <p>(2)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) <u>町は、計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。</u></p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>(7) <u>熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。</u></p> <p>(8) <u>町は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。</u></p> <p>(9)・(10) 〔略〕</p> <p>3～10 〔略〕</p> <p>11 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>要配慮者対策</u></p> <p><u>町は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行う。</u></p>
1	雪害対策	<p>12・13 〔略〕</p> <p>第2 災害応急対策計画</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>長野地方気象台から発表される雪に関する<u>気象注意報・警報等</u>に基づき、町及び関係機関は、迅速な活動体制をとる。</p> <p>長野地方気象台の雪に関する気象注意報及び警報等の発表基準</p> <p>(1) 特別警報 (気象庁)</p>	<p>12・13 〔略〕</p> <p>第2 災害応急対策計画</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>長野地方気象台から発表される雪に関する<u>特別警報・警報・注意報</u>に基づき、町及び関係機関は、迅速な活動体制をとる。</p> <p>長野地方気象台の雪に関する気象注意報及び警報等の発表基準</p> <p>(1) 特別警報 (長野地方気象台)</p>

節	節 名	旧 (平成 31 年度修正)		新 (令和 4 年度修正)									
		特別警報	<table border="1"> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 参考 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (信濃町) 50 年に一度の積雪深 : 206 cm 既往最深積雪深 : 176 cm</td> </tr> </table>	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 参考 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (信濃町) 50 年に一度の積雪深 : 206 cm 既往最深積雪深 : 176 cm	特別警報	<table border="1"> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 参考 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (信濃町) (令和 3 年 10 月 28 日現在) 50 年に一度の積雪深 : 202 cm 既往最深積雪深 : 176 cm</td> </tr> </table>	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 参考 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (信濃町) (令和 3 年 10 月 28 日現在) 50 年に一度の積雪深 : 202 cm 既往最深積雪深 : 176 cm
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合												
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 参考 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (信濃町) 50 年に一度の積雪深 : 206 cm 既往最深積雪深 : 176 cm												
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合												
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 参考 50 年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (信濃町) (令和 3 年 10 月 28 日現在) 50 年に一度の積雪深 : 202 cm 既往最深積雪深 : 176 cm												
		(2) 警報及び注意報 〔表略〕 平成 29 年 7 月 7 日現在 発表官署 長野地方気象台 2 住民の避難誘導等 町は、住民の避難が必要とされる場合には、 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示 (緊急) 及び避難誘導等を実施する。</u> その際は、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。 (1)・(2) 〔略〕 3 〔略〕		※ 50 年に一度の値は過去の観測データから推定した値。 大雪特別警報は、府県程度の広がり度で 50 年に一度の値となる現象が対象。 個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。 (2) 警報及び注意報 〔表略〕 令和 2 年 8 月 6 日現在 発表官署 長野地方気象台 2 住民の避難誘導等 町は、住民の避難が必要とされる場合には、 <u>避難指示等を行う。</u> その際は、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 住民への避難指示等の伝達に当たっては町防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。 3 〔略〕									
1	雪害対策	4 除雪活動 (1)～(3) 〔略〕 (4) 住民による除雪活動等 住民は、一定量の降積雪があった場合、自分の住宅の付近等については自力除雪に努めるとともに、町等が実施する除雪作業の環境整備に協力する。 〔以下略〕		4 除雪活動 (1)～(3) 〔略〕 (4) 住民による除雪活動等 ア 住民は、一定量の降積雪があった場合、自分の住宅の付近等については自力除雪に努めるとともに、町等が実施する除雪作業の環境整備に協力する。 イ 町は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促するとともに、必要に応じ支援を行うよう努める。 〔以下略〕									
8	原子力災害対策	第 2 災害応急対策計画 1～5 〔略〕 6 屋内退避、避難誘導等の防護活動 (1) 屋内退避及び避難誘導 ア 〔略〕 イ 町長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の <u>勧告又は指示の措置を講ずる。</u>		第 2 災害応急対策計画 1～5 〔略〕 6 屋内退避、避難誘導等の防護活動 (1) 屋内退避及び避難誘導 ア 〔略〕 イ 町長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の <u>指示等の措置をとる。</u>									

節	節名	旧 (平成31年度修正)	新 (令和4年度修正)														
		<p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 退避・避難のための立退きの<u>勧告又は指示</u>を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p>(エ) [略]</p> <p>なお、「原子力災害対策指針 (平成30年10月1日)」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。 [表略]</p> <p>(2) 広域避難活動</p> <p>ア 町は、町の区域を越えて避難を行う必要が生じたときは、他の市町村に対し<u>収容</u>先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請するとともに県と連携し、避難先及び輸送ルート^イの調整を行う。</p> <p>イ～オ [略]</p>	<p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(ウ) 退避・避難のための立退きの<u>指示等</u>を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p>(エ) [略]</p> <p>(オ) <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u></p> <p>なお、「原子力災害対策指針 (令和3年7月21日)」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。 [表略]</p> <p>(2) 広域避難活動</p> <p>ア 町は、町の区域を越えて避難を行う必要が生じたときは、他の市町村に対し<u>受入</u>先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請するとともに県と連携し、避難先及び輸送ルート^イの調整を行う。</p> <p>イ～オ [略]</p>														
8	原子力災害対策	<p>7 [略]</p> <p>8 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 飲食物摂取制限に関する指標</p> <table border="1" data-bbox="338 874 1223 1038"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td rowspan="2">300 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> </tr> <tr> <td>野菜類 (根菜・芋類を除く) 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(「原子力災害対策指針 (平成24年10月31日)」より)</p> <p>[表略]</p> <p>9 県外からの避難者の受入れ活動</p> <p>(1) 避難者の受入れ</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 短期的な避難者の受入れ</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) (ア)による受入れが困難な場合、町内の<u>旅館・ホテル</u>等を町が借り上げて避難所とする。</p> <p>[以下略]</p>	対象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム以上	牛乳・乳製品	野菜類 (根菜・芋類を除く) 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム以上	<p>7 [略]</p> <p>8 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 飲食物摂取制限に関する指標</p> <table border="1" data-bbox="1256 874 2141 1038"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td rowspan="2">300 ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> </tr> <tr> <td>野菜類 (根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>(「原子力災害対策指針 (令和3年7月21日)」より)</p> <p>[表略]</p> <p>9 県外からの避難者の受入れ活動</p> <p>(1) 避難者の受入れ</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 短期的な避難者の受入れ</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) (ア)による受入れが困難な場合、町内の<u>ホテル・旅館</u>等を町が借り上げて避難所とする。</p> <p>[以下略]</p>	対象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品	野菜類 (根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム
対象	放射性ヨウ素																
飲料水	300 ベクレル/キログラム以上																
牛乳・乳製品																	
野菜類 (根菜・芋類を除く) 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム以上																
対象	放射性ヨウ素																
飲料水	300 ベクレル/キログラム																
牛乳・乳製品																	
野菜類 (根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム																